# 第4回 館林市·板倉町合併協議会

## 会議資料

日時:平成29年5月22日(月)午後2時

場所:板倉町中央公民館3階 大ホール

報告第10号

館林市・板倉町合併協議会規約に関する協議書にかかる 変更協議書について

館林市・板倉町合併協議会規約に関する協議書にかかる変更協議書について、 別紙のとおり報告する。

平成29年5月22日

館林市・板倉町合併協議会 会長 須 藤 和 臣

## 回灣館



館林市・板倉町合併協議会規約に関する協議書にかかる変更協議書

館林市及び板倉町(以下「両市町」という。)は、館林市・板倉町合併協議会規約(以下「規約」という。)第14条第1項に規定する事項において、館林市・板倉町合併協議会規約に関する協議書第5の協議を一部変更することについて、下記により協議し書面で取り交わす。

記

1 変更内容

規約第14条第1項に規定する監査委員について、次のとおり変更する。

変更前

館林市 髙 木 貞一郎

変更後

館林市 早 川 勉

2 変更協議の発効

この変更協議は、次の日から発効する。

発効日 平成28年12月3日

この変更協議の成立を証するため、本書 2 通を作成し、両市町の長が署名の うえ、各自 1 通を保有する。

平成28年12月5日

館林市長

公果的一种影響

板倉町長 🔪

9



館林市・板倉町合併協議会規約に関する協議書に係る変更協議書

館林市及び板倉町(以下「両市町」という。)は、館林市・板倉町合併協議会規約(以下「規約」という。)第7条第1項第5号に規定する事項において、館林市・板倉町合併協議会規約に関する協議書第2の協議を一部変更することについて、下記により協議し書面で取り交わす。

記

#### 1 変更内容

規約第7条第1項第5号に規定する委員について、次のとおり変更する。

変 更 則					
板倉町	市	澤	孝	_	板倉町商工会会長
水田火					

変更後 | 板倉町 | 須 藤 稔 | 板倉町商工会会長

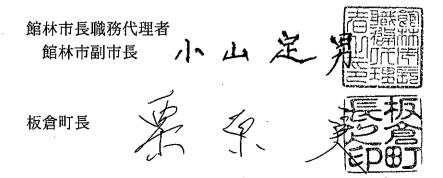
#### 2 変更協議の発効

この変更協議は、次の日から発効する。

発効日 平成29年1月10日

この変更協議の成立を証するため、本書2通を作成し、両市町の長が署名のうえ、各自1通を保有する。

平成29年1月10日





館林市・板倉町合併協議会規約に関する協議書にかかる変更協議書

館林市及び板倉町(以下「両市町」という。)は、館林市・板倉町合併協議会規約(以下「規約」という。)第7条第1項第6号に規定する事項において、館林市・板倉町合併協議会規約に関する協議書第2の協議を一部変更することについて、下記により協議し書面で取り交わす。

記

#### 1 変更内容

規約第7条第1項第6号に規定する委員について、次のとおり変更する。

#### 変更前

市町名	職名	氏名			
板倉町	町長補佐	中	里	重	義

#### 変更後

市町名	職名	氏名
-		_

板倉町町長補佐中里重義氏が平成29年3月31日付で退職するため、 規約第7条第1項第6号に規定する委員より削除します。

#### 2 変更協議の発効

この変更協議は、次の日から発効する。

発効日	平成29年3月31日
/ L// H	1,74 - 0 1 0 / 3 0 - 14

この変更協議の成立を証するため、本書2通を作成し、両市町の長が署名の うえ、各自1通を保有する。

平成29年3月31日

#### 館林市・板倉町合併協議会規約に関する協議書にかかる変更協議書

館林市及び板倉町(以下「両市町」という。)は、館林市・板倉町合併協議会規約(以下「規約」という。)第6条第1項に規定する事項において、館林市・板倉町合併協議会規約に関する協議書第1の協議を変更することについて、下記により協議し書面で取り交わす。



記

#### 1 変更内容

規約第6条第1項に規定する協議会の会長及び副会長について、次のとおり変更する。



#### 変更前

会 長	館林市長	安樂岡	一 雄
副会長	板倉叮長	栗 原	実

#### 変更後

会 長	館林市長	須	藤	和	臣
副会長	板倉町長	栗	原		実

#### 2 変更協議の発効

この変更協議は、次の日から発効する。

マページャ 1-1	T+00+11
1 9定分月日	平成29年4月4日
7 L 723 F1	1 1/2/1 0 1 1 7 1 7 11

この変更協議の成立を証するため、本書2通を作成し、両市町の長が署名のうえ、各自1通を保有する。

平成29年4月4日

報告第11号

館林市・板倉町合併協議会委員の変更について

館林市・板倉町合併協議会委員の変更について、別紙のとおり報告する。

平成29年5月22日

館林市·板倉町合併協議会 会長 須 藤 和 臣

#### 1 館林市委員の変更

平成29年4月に開催された館林市議会第1回臨時会において、館林市議会 議長に河野哲雄氏が、副議長に遠藤重吉氏が就任したことに伴い、同年4月2 8日付で、本協議会委員を次のとおり変更した。

また、館林市議会から選出されている3名の委員について、館林市議会より髙橋次郎氏から向井誠氏に変更する旨の報告があったため、同日付で、本協議会委員を次のとおり変更した。

(敬称略)

規約	役職	変更後			変見	更前			
0 只禾昌	館林市議会議長	河	野	哲	雄	多	田	善	洋
2号委員	館林市議会副議長	遠	藤	重	吉	泉	澤	信	哉
3 号委員	館林市議会議員	向	井		誠	髙	橋	次	郎

#### 2 板倉町委員の変更

板倉町議会から選出されている3名の委員について、板倉町議会より市 川初江氏から荒井英世氏に、延山宗一氏から小森谷幸雄氏に、今村好市氏か ら小森谷幸雄氏に変更する旨の報告があったため、同年5月11日付で、本 協議会委員を次のとおり変更した。

(敬称略)

規約	役職	変更後	変更前
		<b>荒 井 英 世</b> (2号委員と重複)	市川初江
3 号委員	板倉町議会議員	小森谷 幸 雄	延山宗一
		小森谷 幸 雄	今 村 好 市

#### 【参考】

館林市·板倉町合併協議会規約(抜粋) (委員)

- 第7条 委員は、次の者をもって充てる。
  - (1) 両市町の副市長及び副町長
  - (2) 両市町の議会の議長及び副議長
  - (3) 両市町の議会から選出された議員各3名
  - (4) 両市町の教育委員会の教育長
  - (5) 両市町の長が協議して定めた学識経験を有する者
  - (6) 両市町の長が協議して定めた両市町の職員
  - (7) 協議会の設置請求代表者
- 2 委員は、非常勤とする。

	- 1				
华口	告	<u> </u>	1	റ	ш.
<b>☆</b> ▽	=	#	- 1	/.	$\overline{\mathcal{A}}$

館林市・板倉町合併協議会事務局規程の一部を改正する規程について

館林市・板倉町合併協議会事務局規程の一部を改正したので別紙のとおり報告する。

平成29年5月22日

館林市・板倉町合併協議会 会長 須 藤 和 臣 館林市・板倉町合併協議会事務局規程の一部を改正する規程

館林市・板倉町合併協議会事務局規程(平成28年6月1日制定)の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

#### 別表第2(第9条関係)

名称	館林市・板倉町合併協議会	館林市・板倉町合併協議会	
	会長の印	会長職務代理者の印	
寸法	方2. 1センチメートル	方2. 1センチメートル	
書体	てん書体	てん書体	
ひな型	会会長之印	職務代理者之印	
使用区分	一般文書用	一般文書用	
管理者	館林市・板倉町合併協議会	館林市・板倉町合併協議会	
	事務局次長	事務局次長	
個数	1 個	1個	

#### 附則

この規程は、平成29年2月7日から施行し、改正後の館林市・板倉町合併協議会事務局規程は、平成28年12月19日から適用する。

#### 館林市・板倉町合併協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、館林市・板倉町合併協議会規約第11条第2項の規定に基づき、 館林市・板倉町合併協議会(以下「協議会」という。)の事務局に関し、必要な事 項を定めるものとする。

(所掌事務)

- 第2条 協議会の事務局(以下「事務局」という。)は、次に掲げる事務を所掌する。
  - (1) 協議会の会議に関すること。
  - (2) 協議会の協議資料の作成に関すること。
  - (3) 協議会の広報及び広聴に関すること。
  - (4) 協議会の庶務に関すること。
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関すること。

(組織)

- 第3条 前条の事務を分掌させるため、事務局に次の担当を置く。
  - (1) 総務係
  - (2) 計画係
  - (3) 調整1係
  - (4) 調整2係
- 2 前項各号に規定する担当の分掌事務は、別表第1のとおりとする。

(事務局の職員)

- 第4条 事務局に次に掲げる職員を置く。
  - (1) 事務局長
  - (2) 事務局次長
  - (3) 係長
  - (4) その他の職員

(職員の職務)

- 第5条 事務局長は、協議会の会長の命を受け、事務局の事務を統括する。
- 2 事務局次長は、上司の命を受け、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 事務局内の連絡及び調整

#### 参考資料

- (2) 事務局長の補佐
- (3) 事務局長に事故があるとき又は事務局長が欠けたときの職の代理
- 3 係長及びその他の職員は、上司の命を受けて所管の事務を処理する。 (職務権限)
- 第6条 協議会の運営における各職位の職務、事案の処理権限等に関しては、館林市職務権限規程(昭和56年館林市訓令第1号)の規定を準用する。この場合において、「市長」及び「副市長」とあるのは「会長」と、「部長」とあるのは「事務局長」と、「課長」とあるのは「事務局次長」と読み替える。
- 2 前項の規定にかかわらず、事務局次長は、次に掲げる事項について専決処分をすることができる。
  - (1) 館林市及び板倉町との連絡調整に関すること。
  - (2) 事務局の事務の取扱方針に関すること。
  - (3) 各種資料等の作成に関すること。
  - (4) 実務的な調査及び回答に関すること。
  - (5) 物品の購入その他契約の締結及び現金の出納に関すること。
  - (6) 職員の休暇、時間外勤務命令及び旅行命令に関すること。
  - (7) その他軽易な事項に関すること。

(文書の取扱い)

- 第7条 事案を処理する場合の起案は、館林市の文書の取扱いの例によるものとする。
- 2 文書の整理、保管及び編さんについては、館林市の文書の取扱いの例によるもの とする。
- 3 前各項に定めるもののほか、事務局における文書の収受、発送、処理、保存その 他文書の取扱いに関し必要な事項は、館林市の文書の取扱いの例によるものとする。 (情報公開の取扱い)
- 第8条 事務局が保有する公文書の公開については、館林市の情報公開の例によるものとする。

(公印の取扱い)

- 第9条 協議会の公印の名称、寸法、書体、ひな型、使用区分、管理者及び個数は、 別表第2のとおりとする。
- 2 協議会の公印の取扱い等については、館林市の公印の取扱いの例によるものとす

る。

(職員の服務)

第10条 事務局職員の服務及び勤務条件については、館林市の一般職の職員の例に よるものとする。

(職員の給与等)

- 第11条 事務局職員の給与、手当等については、それぞれの職員が属する市町の負担とする。
- 2 事務局職員の旅費については、協議会の負担とし、その支給方法等は、館林市の 一般職の職員の例によるものとする。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項は、事務局 長が別に定める。

附則

この規程は、平成28年6月1日から施行する。

附則

この規程は、平成29年2月7日から施行し、改正後の館林市・板倉町合併協議会 事務局規程は、平成28年12月19日から適用する。

## 参考資料

## 別表第1 (第3条関係)

担当名	事務分掌
総務係	1 協議会の庶務及び会計に関すること。
	2 協議会予算に関すること。
	3 合併の諸手続きに関すること。
	4 協議会及び幹事会の会議に関すること。
	5 合併資料の編さんに関すること。
	6 報酬等の支給に関すること。
	7 広報事業に関すること。
	8 国・県との連絡調整に関すること。
	9 住民説明会に関すること。
	10 その他他の係に属さないこと。
計画係	1 合併市町村基本計画に関すること。
	2 財政計画に関すること。
調整1係	1 合併協定項目の調整に関すること。
調整2係	2 その他各種事務事業の調整に関すること。
	3 専門部会の会議に関すること。

### 別表第2 (第9条関係)

名称	館林市・板倉町合併協議会	館林市・板倉町合併協議会		
	会長の印	会長職務代理者の印		
寸法	方2. 1センチメートル	方2. 1センチメートル		
書体	てん書体	てん書体		
ひな型	会会 長之 印 館林市·板倉	職務代理者之印		
使用区分	一般文書用	一般文書用		
管理者	館林市・板倉町合併協議会	館林市・板倉町合併協議会		
	事務局次長	事務局次長		
個数	1個	1 個		

书门	/┼	第	1	2	$\Box$
☆   ▽	=	#	- 1		$\overline{\mathcal{A}}$

館林市・板倉町合併協議会幹事会規程の一部を改正する規程について

館林市・板倉町合併協議会幹事会規程の一部を改正したので別紙のとおり報告する。

平成29年5月22日

館林市・板倉町合併協議会 会長 須 藤 和 臣 館林市・板倉町合併協議会幹事会規程の一部を改正する規程

館林市・板倉町合併協議会幹事会規程(平成28年6月1日制定)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第3条関係)

市町名	職名				
	副市長				
館林市	政策企画部長				
	企画課長				
	副町長				
板倉町	総務課長				
	企画財政課長				

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

#### 館林市 • 板倉町合併協議会幹事会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、館林市・板倉町合併協議会規約第10条第2項の規定に基づき、 館林市・板倉町合併協議会幹事会(以下「幹事会」という。)の組織及び運営に関 し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

- 第2条 幹事会は、館林市・板倉町合併協議会(以下「協議会」という。)の会長(以下「会長」という。)の指示を受け、協議会に提案する事項について、協議又は調整するものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、 館林市及び板倉町の合併に関し、会長が必要と認める事項について、協議又は調整するものとする。

(組織)

第3条 幹事会は、別表に掲げる職にある者(以下「幹事」という。)をもって組織する。

(幹事長及び副幹事長)

- 第4条 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。
- 2 幹事長及び副幹事長は、幹事の互選により定める。
- 3 幹事長は、幹事会を代表し、会務を掌理する。
- 4 幹事長に事故があるとき又は幹事長が欠けたときは、副幹事長が幹事長の職務を 代理する。

(会議)

- 第5条 幹事会の会議は、幹事長が必要に応じて招集する。
- 2 会議の議長は、幹事長がこれに当たる。

(専門部会)

- 第6条 幹事会は、その所掌事務を補助させるため、必要に応じて専門部会を置くことができる。
- 2 専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(関係職員等の出席)

第7条 幹事長は、必要があると認めるときは、関係職員等を出席させ、説明又は助

#### 参考資料

言を求めることができる。

(報告)

第8条 幹事長は、幹事会の協議又は調整の経過及び結果について、会長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 幹事会の庶務は、協議会事務局が行う。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、幹事会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、平成28年6月1日から施行する。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

市町名	職名
	副市長
館林市	政策企画部長
	企画課長
	副町長
板倉町	総務課長
	企画財政課長

報告第14号

平成28年度館林市・板倉町合併協議会補正予算(第1号)の 専決処分について

館林市・板倉町合併協議会財務規程第4条により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告する。

平成29年5月22日

館林市・板倉町合併協議会 会長 須 藤 和 臣 専決第1号

平成28年度館林市・板倉町合併協議会補正予算(第1号)に 関する専決処分書

平成28年度館林市・板倉町合併協議会補正予算(第1号)について、館林市・板倉町合併協議会財務規程第4条の規定により別紙のとおり専決処分する。

平成29年2月13日

館林市・板倉町合併協議会 会長職務代理者 副会長 栗 原 実

## 平成28年度 館林市·板倉町合併協議会 補正予算(第1号)

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
1 負担金	20,889	△ 10,091	10,798
2 諸収入	1	0	1
3 県補助金	5,000	△ 3,500	1,500
歳入合計	25,890	△ 13,591	12,299

(歳出)

				補正額の財源内訳			
款	補正前の額	補正額	計	特定	60. D. 175		
				県補助金	その他	一般財源	
1 運営費	4,430	△ 2,971	1,459	△ 442	0	△ 2,529	
2 事業費	20,960	△ 10,620	10,340	△ 3,058	0	△ 7,562	
3 予備費	500	0	500	0	0	0	
歳出合計	25,890	△ 13,591	12,299	△ 3,500	0	△ 10,091	

2 歳入 1 負担金

1 負担金

(単位:千円)

	補正前の額	補正額	計	節		説明
目	作品に削りが設	1用 正 街	āl	区分	金額	高元 PH
1 負担金	20,889	Δ10,091	10,798	1 市町負担金	△10,091	館林市【均等割50%+世帯割※】 △6,132 板倉町【均等割50%+世帯割※】 △3,959 ※協議会だよりのみ世帯割(協議会持出分を世帯割)
						<館林市>30,205世帯【84.9%】 <板倉町> 5,355世帯【15.1%】※H27国勢調査速報値
計	20,889	△10,091	10,798			

2 諸収入

### 1 諸収入

P	日 オエ並の短 オエ短		=T	節		=H □□	
目	補正前の額	補正額	計	区分	金額	説明	
1 諸収入	1	0	1	1 諸収入	0	預金利息等 0	
計	1	0	1				

3 県補助金

## 1 県補助金

	オエ 前の短	補正額	<del>=</del> ⊥	節		=H on		
目	補正前の額	伸止領	計区分		金額	説明		
1 県補助金	5,000	△ 3,500	1,500	1 県補助金	△3,500	群馬県市町村合併協議会支援補助金 △3,50	0	
計	5,000	△ 3,500	1,500					

## 3 歳出

1 運営費

1 会議費 (単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の	財源内訳	節		≅₩ DB	
H	常正削り役	<b>無止</b> 領	āl	特定財源	一般財源	区分	金額	説明	
1 会議費	2,440	△ 1,650	790	152	△ 1,802	1 報酬	△ 550	委員報酬 △ 55	
				県支出金		9 旅費	△ 150	委員旅費 △ 15	
				152		11 需用費	△ 50	消耗品費 △ 5	
								食糧費	
						13 委託料	△ 650	会議録作成業務委託料 △ 65	
						14 使用料及び 賃借料	△ 250	会場使用料 △ 25	
計	2,440	△ 1,650	790	152	△ 1,802		·		

## 1 運営費

### 2 事務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の	財源内訳	節		説明
	作正 削り分段	無正領	ĒΙ	特定財源	一般財源	区分	金額	武功
1 事務費	1,990	Δ 1,321	669	△ 594	△ 727	9 旅費	△ 150	職員旅費 △ 150
				県支出金		11 需用費	△ 280	消耗品費 0
				△ 594				燃料費 △ 30
								印刷製本費 🛆 250
						12 役務費	△ 391	手数料 △ 91
								通信運搬費 🛆 300
						14 使用料及び 賃借料	△ 450	機器備品等賃借料 △ 450
						18 備品購入費	△ 50	公印等 △ 50
計	1,990	Δ 1,321	669	△ 594	△ 727			

## 2 事業費

### 1 事業推進費

	オエ 並の類	建工菇	÷Τ	補正額の	財源内訳	節		説明	
目	補正前の額	補正額	計	特定財源	一般財源	区分	金額	また <del>リ</del> オ	
1 事業推進費	20,960	△ 10,620	10,340	△ 3,058	△ 7,562	11 需用費	△ 6,416	消耗品費	△ 200
				県支出金				協議会だより印刷製本費	△ 6,216
				△ 3,058		13 委託料	△ 4,204	ホームページ作成・更新業務委託料	△ 300
								新市基本計画策定業務委託料	△ 2,820
								電算システム一元化調整業務委託料	△ 220
								事務事業支援業務委託料	△ 864
計	20,960	△ 10,620	10,340	△ 3,058	△ 7,562				

### 3 予備費

### 1 予備費

П	目 補正前の額 補正額	<b>堵正宛</b>	油 正 宛	# TE 95	<b>壮 元 宛</b>	<b>壮 元 宛</b>	<b>建工</b> 好	<b>建工</b> 始	<b>油 正 宛</b>	<b>壮工宛</b>	<b>建工</b> 始	<b>建工</b> 始	<b>壮 元 宛</b>	<b>建工</b> 始	建工物	大学 丁丁 安石	大学 丁丁 安石	計	補正額の	財源内訳	節		説明
Ħ		āl	特定財源	一般財源	区分	金額	a元 リナ																
1 予備費	500	0	500	0	0		0																
計	500	0	500																				

報告第15号

平成29年度館林市・板倉町合併協議会予算の専決処分について

館林市・板倉町合併協議会財務規程第4条により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告する。

平成29年5月22日

館林市・板倉町合併協議会 会長 須 藤 和 臣 専決第2号

平成29年度館林市・板倉町合併協議会予算に関する専決処分書

平成29年度館林市・板倉町合併協議会予算について、館林市・板倉町合併協議会財務規程第4条の規定により別紙のとおり専決処分する。

平成29年3月23日

館林市・板倉町合併協議会 会長職務代理者 副会長 栗 原 実

## 平成29年度 館林市・板倉町合併協議会 予算に関する説明書

## 歳入歳出予算事項別明細書

## 1 総括

歳入 (単位:千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 負担金	11,805	20,889	△ 9,084
2 諸収入	1	1	0
3 県補助金	2,000	5,000	△ 3,000
4 繰越金	1	0	1
歳入合計	13,807	25,890	△ 12,083

歳出 (単位:千円)

			比較	本年度予算額の財源内訳					
款	本年度予算額	前年度予算額		特定	財源	一般財源			
				県補助金	その他	一 河文 \$A //示			
1 運営費	4,157	4,430	△ 273	0	0	4,157			
2 事業費	9,150	20,960	△ 11,810	2,000	0	7,150			
3 予備費	500	500	0	0	0	500			
歳出合計	13,807	25,890	△ 12,083	2,000	0	11,807			

2 歳入 1 負担金 (単位:千円) 1 負担金

目	本年度	前年度	比較	節		説明		
H	<b>本</b>	削十戌	11.4X	区分 金額		高元・少月		
1 負担金	11,805	20,889	△ 9,084	1 市町負担金	11,805	館林市【均等割50%+世帯割※】 7,300 板倉町【均等割50%+世帯割※】 4,505		
						※協議会だよりのみ世帯割(協議会持出分を世帯割) <館林市>30,205世帯【84.9%】 <板倉町> 5,355世帯【15.1%】		
計	11,805	20,889	△ 9,084					

2 諸収入 1 諸収入

П	目 本年度 前年度		比較	節		=8 □8	
H	<b>本</b> 平及	削平及	比較	区分	金額	説明	
1 諸収入	1	1	0	1 諸収入	1	預金利息等 1	
計	1	1	0				

3 県補助金 1 県補助金

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
	<b>本</b> 十度	刊十茂	11年以	区分	金額	記め	
1 県補助金	2,000	5,000	△ 3,000	1 県補助金	2,000	群馬県市町村合併協議会支援補助金 2,00	00
計	2,000	5,000	△ 3,000				

4 繰越金 1 繰越金

	目 本年度 前年		比較	節		説明	
	<b>本干及</b>	前千皮	山权	区分	金額	נקיומ	
1 繰越金	1	0	1	1 繰越金	1	繰越金 1	
計	1	0	1				

## 3 歳出

1 運営費		1 会	議費						(単位:千円)
目	本年度前年度		比較	本年度の	財源内訳	節		説明	
Ħ	<b>本</b> 中 及	削十戌	11年X	特定財源	一般財源	区分	金額	高元 <i>ツ</i> カ	
1 会議費	2,526	2,440	86	0	2,526	1 報酬	830	委員報酬	830
						9 旅費	188	委員旅費	188
						11 需用費	365	消耗品費	200
								食糧費	165
						13 委託料	843	会議録作成業務委託料	843
						14 使用料及び 賃借料	300	会場使用料	300
計	2,526	2,440	86	0	2,526				

## 3 4 1 運営費

### 2 事務費

П	本年度	前年度	比較	本年度の	財源内訳	節		説明
目	<b>本</b> 年度	削牛及	比較	特定財源	一般財源	区分	金額	ਰਸ <i>ਪ</i> ਸ
1 事務費	1,631	1,990	△ 359	0	1,631	9 旅費	188	職員旅費 188
						11 需用費	500	消耗品費 300
								燃料費 50
								印刷製本費 150
						12 役務費	463	通信運搬費 463
						14 使用料及び 賃借料	480	機器備品等賃借料 480
計	1,631	1,990	△ 359	0	1,631			

# 2 事業費

# 1 事業推進費

	十左帝	+/-#	十左车	並左由	ᄔ	本年度の	財源内訳	節	ī	=H □□	
目	本年度	前年度	比較	特定財源	一般財源	区分	金額	説明			
1 事業推進費	9,150	20,960	Δ 11,810	2,000	7,150	11 需用費	8,400	消耗品費 3	300		
				県支出金				協議会だより印刷製本費 6,0	000		
				2,000				新市基本計画印刷製本費 2,1	100		
						13 委託料	750	ホームページ運営業務委託料 7	750		
計	9,150	20,960	△ 11,810	2,000	7,150						

# 3 予備費

# 1 予備費

_														
	目	本年度	本年度	本年度	並左由	ᄔᅟᅟᅟᅟᅟᅟ	本年度の	財源内訳	節		説明			
					<b>本</b> 年度	<b>本平</b> 及	削平及	削平及	削干及	削干及	削平度	前年度	比較	特定財源
	1 予備費	500	500	0	0	500		500	500					
	計	500	500	0	0	500								

#### 議案第8号(継続審議)

#### 合併協定項目1 合併の方式について

合併の方式について、次のとおり提案する。

平成29年5月22日

項目	合併協定項目1 合併の方式
調整方針	合併の方式に関する具体的な調整方針を決定するにあたり、  【A案】両市町の合併は、館林市及び邑楽郡板倉町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する「新設合併」とする。または、 【B案】両市町の合併は、「対等・平等の精神に基づく合併」とし、両市町の歴史・伝統・文化を尊重するとともに、地域の個性と特色を生かしたまちづくりを進めるものとする。 法制度上の方式については、邑楽郡板倉町を廃し、その区域を館林市に編入する「編入合併」とする。
	のいずれかの方式を選択することについて、委員の意見を伺いたい。

# 参考資料

合併の方式に関する委員意見(第3回館林市・板倉町合併協議会)

区分	意見数	意見の要旨
新設合併	7	<ul> <li>①時間と費用が必要だが、未来に向けてという観点からスピーディーな「新設合併」が良いと考える。</li> <li>②新市における住民のまちづくりに対する意欲を勘案すると、名称や条例等も新たに考えることが良い。よって「新設合併」が良いと考える。</li> <li>③これから未来に向かって羽ばたいていく観点から、時間や一時的な費用面にとらわれることなく、「新設合併」が良いと考える。</li> <li>④両市町の歴史、文化、行政運営の実績を尊重し、「新設合併」が良いと考える。</li> <li>⑤人口規模でなく、自治体の財政状況を勘案する必要もある。板倉町が良好な面を踏まえ「新設合併」が良いと考える。</li> <li>⑥経費、時間等は、住民にとって重要なことであるが、新たなまちづくりに向かっての合併であるので、議論の上では「新設合併」が良いと考える。</li> <li>⑦最終的には議会の判断に委ねるものであるが、「新設合併」が良いと考える。</li> </ul>
編入合併	9	①新設合併は対等、編入合併は吸収と思われがちだが、合併後の内容に変わりがないことを住民に十分説明すれば、合理的な「編入合併」が良いと考える。 ②合併は住民の税金を使って行うことになり、費用削減とスムーズな手続きを勘案し、「編入合併」が良いと考える。 ③様々な調整は板倉町を尊重しながらも、大きな自治体に統一することが一般的であり、「編入合併」が良いと考える。 ④費用、時間、自治体の規模から勘案して、「編入合併」が良いと考える。 ⑤板倉町民の機運が高く、館林市民の機運が低いことを勘案すると、協議は新設の考え方で行い、手続きは「編入合併」が良いと考える。 ⑥協議会で合併方式を決定しても、両市町の議会で反対されれば合併できない。議会の意見を聞くことも必要と考えているが、個人的には「編入合併」が良いと考える。 ⑦経済環境や社会環境が急激に変化しており、合併後の新たなまちとして早期に対応することが重要である。効率的、スムーズに話が進む「編入合併」が良いと考える。 ③費用、時間など効率的な観点から「編入合併」が良いと考える。また、自治体の新たな名称を用いることは、企業にとってマイナスであり、館林市が望ましいと考えている。

保留	4	<ul> <li>①事務事業の調整は対等な立場で行われているが、膨大な調整をスムーズに行うには、ベースとなるものが必要である。</li> <li>②合併の方式は、協議の中心地である。委員の意見を十分に聞くなど時間をかけるべきである。</li> <li>③合併の方式によるメリット・デメリットを十分に検討する必要性があるが、経済界として早期の合併を望んでいる。</li> <li>④合併の方式によって、経費、仕事量、時間に差が生じる。早期合併</li> </ul>
		④合併の方式によって、経費、仕事量、時間に差が生じる。早期合併
		に向けて、合理的な手法を選択すべきと考える。

# 合併の方式について(新設合併と編入合併の主な違い)

項目	新 設 合 併	編入合併
自治体の名称	次の記載事項について、新たな名称を用いた場合は、両市町について影響があり、合併前のいずれかの名称を用いた場合は、一方の自治体について影響がある。 ・各種証明、書式等の変更 ・各種免許、資格等の住所変更 ・不動産、法人登記の住所変更 ・施設名、商号等の変更 ・循設名、商号等の変更 ・看板、案内板の変更 ・資料、パンフレット等の住所変更	左記に同じ。
自治体 の首長	選挙により新たな首長を選出する。 【参考】 ・市長選挙費用 約1,700万円 ・町長選挙費用 約700万円	編入する自治体の首長が在任する。
議会議員	原則 ・合併時に新定数による選挙(費用約5千万円) ・議員報酬は削減(議員定数の見直し)  在任特例 ・合併時の選挙は不要 ・議員報酬は現行どおり ・特例適用後(2年以内)に新定数による選挙(費用約5千万円)  【参考】 ・市議選挙費用 約4,300万円 ・町議選挙費用 約700万円 ・両市町の合計 約5,000万円	原則 ・合併時の選挙は不要 ・議員報酬は削減(編入される自治体の議員が失職) ・編入する自治体の議員の残任期間後に新定数による選挙(費用約5千万円) 在任特例 ・合併時の選挙は不要 ・議員報酬は現行どおり ・編入する自治体の議員の残任期間後に新定数による選挙(費用約5千万円) 定数特例(編入時) ・合併時に増員選挙(編入される自治体の選挙費用が必要) ・編入される自治体の議員報酬は削減・編入する自治体の議員の残任期間後に新定数による選挙(費用約5千万円) 定数特例(編入時)+定数特例(その後最初の選挙時 ・合併時に増員選挙(編入される自治体の選挙時

項目	新 設 合 併	編入合併
議会議員		・編入される自治体の議員報酬は削減 ・編入する自治体の議員の残任期間後に 旧市と旧町を別の選挙区とした選挙 (費用約5千万円) ・4年後に新定数による選挙(費用約5千万円) 在任特例+定数特例 ・合併時の選挙は不要 ・議員報酬は現行どおり ・編入する自治体の議員の残任期間後に 旧市と旧町を別の選挙区とした選挙 (費用約5千万円) ・4年後に新定数による選挙(費用約5千万円)
特別職	すべての特別職を新たに選任する必要 があるが、教育委員会、選挙管理委員会、 固定資産評価審査委員会、農業委員会の委 員については、各法令の規定に定められた 手続きにより、合併後の一定期間その職務 を行うことができる。	編入後の自治体において再編し、人員等を変更する場合は、新たな選任が必要となる。
一般職	組織機構の再編や職員配置、給与体系な どを見直す必要がある。	編入される自治体の一般職を中心として、左記同様の見直しが必要となる。
条例等	すべての条例・規則を新たに制定する必要がある。 ・館林市 約1,000件 ・板倉町 約630件	合併に伴う必要な改正を行い、編入する 自治体の条例・規則を適用する。
予算	暫定予算の期間が生じるため、一時的に 義務的経費の支出しかできなくなり、大き な工事等については発注できない。	編入される自治体の予算については、編 入する自治体と事前にその取り扱いを協 議しておく必要がある。
決算	出納整理の期間がなく、打ち切り決算と なる。	編入される自治体について、左記の状態 が発生する。
合併の 手続き	県知事協議に加えて、県から総務大臣へ の協議が必要となる。	県知事協議のみが必要となる。

#### 議案第9号

#### 合併協定項目23-6 消防防災関係事業について

消防防災関係事業について、次のとおり提案する。

平成29年5月22日

項目	合併協定項目23-6 消防防災関係事業
調整方針	<ol> <li>地域防災計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に統合する。</li> <li>災害対策本部については、合併時に再編する。</li> <li>防災情報設備については、合併時に統合する。</li> <li>避難所対策については、現行のとおり新市において継続する。</li> <li>災害時における応援協定については、現行のとおり新市において継続する。</li> </ol>

		<b>期</b>	市・					
	合併協定項目	23-6 消防防災関係事業		関係項目	項目 1 地域防災計画			
	調整方針	地域防災計画については、合併時は現行	fのとおりとし、合併後に統合する。					
		現		況		日什么么思索什么		
		館林市		板	( 倉 町	具体的な調整内容		
A A	館林市 (目的) 災害対策基本法の規定に基づき、館林市防災会議が作成するもので、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。 【内容】 平成27年3月最終改正 第1編総論 第2編震災対策編(第1章災害予防) 第2編震災対策編(第2章災害応急対策) 第2編震災対策編(第3章災害応急対策) 第2編震災対策編(第3章災害復旧・復興) 第3編風水害編 資料編			町地域防災計画 関係 大学	地域防災計画についまでは、新定は、新定時のでは、第一ででは、大きには、大きには、大きには、大きには、大きには、大きには、大きには、大きに			
	<ul><li>○館林市防災会議</li><li>1 委員構成</li><li>市長ほか36名</li></ul>			町防災会議 委員構成 町長ほか37名				

	館林市	市・板倉町合併協議会の調整内容					
合併協定項目	23-6 消防防災関係事業						
調整方針	災害対策本部については、合併時に再総	属する。					
				え 倉 田		具体的な調整内容	
林市地域防災計 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	もしくは発生するおそれがある場合、館 画により災害対策本部、もしくは災害警 て、災害応急活動等に必要とされる人員 もに防災関係機関との連携を確保し、災 応急対策を講じる。 市長 : 副市長・教育長 各部長、消防本部消防長・邑楽館林医療 事務組合事務局長 局: 本部班、本部連絡員 9部39班、現地配備員	【 版 て 急 【 1 2 3 m )	対策本部 】が発生し、又はの 関係を 関係と 関係と 関係と 大画の連携 を講じ、 会議 で会長・ 一部で 一部で 一部で 一部で 一部で 一部で 一部で 一部で	害が発生 きかに保 いでである。 ・ 戦員・ 根	をするおそれがある場合、 の 災害対策本部を設置し し、災害予防及び災害応	災害対策本部については、新市の行政組織との整合性を図り、合併時までに調整する。	

		11. 11. 11. 11. 11. 11. 11. 11. 11. 11.	「・板倉町合併協議会の調整内容						
	合併協定項目	23-6 消防防災関係事業		関係項目	3	防災情報設備			
	調整方針	防災情報設備については、合併時に統合	する。						
Ī		現		況			日出出入罗斯山南		
ŀ		館林市		板	: 倉	· HT	具体的な調整内容		
	情報収集及び情	線 (移動系) 公民館等へ携帯無線を配置し、災害時の 情報伝達に備えるもの。 (市役所)、移動局 28 (公民館等)	1 設	置していない	防災情報設備については、館林市の例により合併時に統合する。 ただし、群馬県衛星系防災行政無線及びJアラート受信設備については、今後調整する。				
	地上系及び律あり、平常時間	K防災行政無線(県設備) 所星系の無線回線によるネットワークで においても群馬県との行政事務連絡用と いる。(電話機及びファックス)	地_ あり、	馬県衛星系防災行 ヒ系及び衛星系の 平常時においても 目している。(電話					
	に配信してい	にかかわる情報を携帯電話やパソコン	(1) F	全安心メール 内容 防災やイベント開 ールシステム登録 登録件数 1,977 (					
	4 Jアラート受 武力攻撃事態 火警報・大津を ール等により、 めの全国瞬時警	武力 警報・ 等に 』	アラート受信設備 力攻撃事態等の国」 大津波警報等の特 より、国から住民ま 持警報システム。						

		期 州 市	・极層は	-					
	合併協定項目	合併協定項目 23-6 消防防災関係事業			4	避難所対策			
調整方針 避難所対策については、現行のとおり新				いて継続する。					
ſ		現		況					
f		館林市		**	1 倉	町	具体的な調整内容		
ì	1 避難場所 (1) 避難場所等箇所数 79 か所 避難施設 61 か所 避難場所 18 か所 (2) 洪水ハザードマップの作成・配布 (3) 回覧板用避難場所表示ステッカーの作成 (4) 掲示板、コンビニへの避難場所表示ステッカー配 布			難場所 避難場所等設置箇 避難施設 24 か所 避難場所 9 か所 標識整備による周 防災マップ(洪水 避難所運営方法マ	指定避難所(避難区域)の設定については、 新市において調整する。				
	2 防災倉庫整備 (1) 備蓄場所:防災倉庫12か所 (2) 災害時用トイレ等の資機材を備蓄品として購入。 飲料水、食料は賞味期限に合わせて入替えを行って いる。			災倉庫整備 備蓄場所:町役場 か所 毎年、計画的に防 飲料水、食料は賞 いる。	防災備蓄品の整備及 び配置については、新 市において調整する。				
	3 広域避難場所 館林市・邑楽	fの確保(近隣市町と協議中) と郡一市五町	館 加	域避難場所の確保 林市・邑楽郡一市 須市、古河市、栃 ミット)	五町		広域避難所の確保については、現在進行している近隣市町との協議を新市が承継する。		

# 4

		11. 11. 11. 11. 11. 11. 11. 11. 11. 11.	「合併協議会の調	登内名	\$		
4	合併協定項目	23-6 消防防災関係事業		関係項目	5	災害時応援協定	
	調整方針	災害時における応援協定については、現	!行のと‡	おり新市において	継続で	する。	
		現		況			日体的な細軟内容
		館林市			豆 倉	町	具体的な調整内容
【 実時【 締	施するため、 の対応に備える 内容】 自治体、関係機 結している。 災害時相互応援	災計画に定める災害応急対策を効果的に 関係機関との協力体制を整え、災害発生	【目的】 実時の内自し災害 においる とうしょう はんしょう はんしょ はんしょう はんしょう はんしょう はんしょう はんしょ はんしょう はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ	可地域防災計画にるため、関係機関 さに備える。   本及び関係機関等 いる。	<b></b> 退との	る災害応急対策を効果的に協力体制を整え、災害発生 害時の応援・協力協定を締 時救援、応急協定等 三7月1日現在)	災害時応援協定については、合併後、新市において関係機関と協議のうえ締結する。

#### 議案第10号

# 合併協定項目23-7 交通関係事業について

交通関係事業について、次のとおり提案する。

平成29年5月22日

項目	合併協定項目 2 3 - 7 交通関係事業
調整方針	<ol> <li>交通安全計画については、合併時に統合する。</li> <li>交通指導については、合併時に統合する。</li> <li>広域公共路線バスについては、現行のとおりとする。</li> </ol>

## 5

	期	・仮居門	「合併協議会の調整	<b>登内谷</b>	
合併協定項目	23-7 交通関係事業		関係項目	1 交通安全計画	
調整方針	交通安全計画については、合併時に統合	合する。			
	現		況		目体的お調敷内容
	館林市		板	京 倉 町	― 具体的な調整内容
に基づき、市民 路交通環境を確 れを実施する。 【計画期間】	全計画 基本法の規定による館林市交通安全計画 の交通安全意識の高揚を図り、良好な道 保するための総合的な施策を策定し、こ 市交通安全計画(平成 28~32 年度)	【目的】 交通 策定し、 する施賃 【計画類	安全対策基本法に 、交通の状況や地 策を具体的に定め 期間】	基づき、板倉町交通安全計画 地の実態に即した交通安全に 、これを実施する。 全計画(平成 28~32 年度)	

# S

-	בויזייות	「仮信門」	古け協議会の調金	EL1,D.	
合併協定項目	23-7 交通関係事業		関係項目	2 交通指導	
調整方針	交通指導については、合併時に統合する	<b>5</b> .			
	現		況		日体的公理軟件空
	館林市		板		具体的な調整内容
の防止に努める。 1 任期 3 <sup>4</sup> 2 定数 4 0	算員 導を行い、交通秩序の確立及び交通事故 。 再	【目的】 交防止に 1 日 2 日 3 日 4 韓 區	T交通指導員 D安全指導を行い C努める。 E期 3年 E数 11人 E命 本町に居住 B酬 長 年額 N隊長 年額	、交通秩序の確立及び交通事故	交通指導員については、館林市の例により合併時に統合する。ただし、活動内容等については、新市において調整する。

		里杯巾	う・ <b>阪</b> 1 では、1 では、1 では、1 では、1 では、1 では、1 では、1 では、							
	合併協定項目	23-7 交通関係事業		関係項目						
	調整方針	広域公共路線バスについては、現行のと	こおりとつ	する。						
		現		況			且比如外部數由於			
		館林市		板	注倉	) 町	具体的な調整内容			
0.0	住民の需要に応りの旅客の利便性の 1 路線数 9 「館林・板 板倉線」、「館 巡回線」、「館 代田線」、「厚 2 事業費(平 運行費補助	灯、明和町、千代田町、邑楽町における じたバス等の旅客輸送の確保及びその他 D増進を図る。	【目的】 館林で 住民な 1 板 2	公共路線バス   	町等図 館 度金	千代田町、邑楽町における 旅客輸送の確保及びその他 。 林・板倉北線」、「館林・明和・ 快算) : 17,160 千円	広域公共路線バスについては、現行のとおりとする。			

#### 議案第11号

平成29年度館林市・板倉町合併協議会事業計画について

平成29年度館林市・板倉町合併協議会事業計画について、別紙のとおり提案する。

平成29年5月22日

#### 平成29年度 館林市・板倉町合併協議会 事業計画について

#F	90		合併協議会		幹事会(職員)		専門部会(職員	,	事	務局	5		
70	期日合		口 (丌 )劢 俄 五		针争云(喊貝)		寺门即去(戦員)		新市基本計画		その他		
	4月												
	5月								計画素案 の作成				
	6月								素案審議 (両市町)				
平	7月								素案審議 (幹事会)		協議会庶務		
成	8月				- 議案整理 - 協議会運営	=# <del></del>	=¥安 <b>敦</b> 珊			(協議会)(合併		事務事業	
29	9月		合併協定 項目の 審議・決定				現況調書 及び 調整案の		項目)の調整		項目)の 調整		
年	10月		(随時開催)				作成 (随時開催)				HPによる 情報発信 (意見聴取		
度	11月										及び回答)		
	12月								● 合併協定		だよりの 作成・発行		
	1月								に基づく計画素案の修正				
	2月												
	3月												

#### ■その他

住民説明会は、税や福祉など住民生活に影響がある合併協定項目が審議・決定となり、住民からの疑問点にお答えできる適切な時期に開催します。

#### 協議第11号

#### 合併協定項目21 介護保険事業の取扱いについて

介護保険事業の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成29年5月22日

項目	合併協定項目21 介護保険事業の取扱い
調整方針	<ol> <li>介護保険事業計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。</li> <li>介護保険料については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。</li> <li>地域包括支援センターについては、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。</li> </ol>

#### 続せ士 七今町4分224の3000円の

		館林市	·板倉町	合併協議会の調整	整内容	
	合併協定項目	21 介護保険事業の取扱い		関係項目	1 介護保険事業計画	
	調整方針	介護保険事業計画については、合併時は	は現行のと	おりとし、合併	後に再編する。	
		現		況		具体的な調整内容
		館林市		板	倉 町	共体的な調金的合
I	た基本指針に即し 険事業に係る保険 る。 【計画期間】 第6期 平成2 第7期 平成3	(事業計画 117条に基づき、厚生労働大臣が定め して、3年を1期とする市が行う介護保 (資給付の円滑な実施に関する計画を定め 27年度~平成29年度 30年度~平成32年度 (対29年度策定予定)	【目的】 介護保 た基業に る。 【計画期	計計に即して、3 2係る保険給付の 計間】 平成27年度	に基づき、厚生労働大臣が定め 年を1期とする町が行う介護保 円滑な実施に関する計画を定め ~平成29年度 ~平成32年度	介護保険事業計画に ついては、合併時は、 第7期事業計画(平成 30年度~平成32年 度)が計画実行中にな るため、市町の計画を そのまま移行し、第8 期事業計画(平成33 年度~平成35年度) から新市で策定する。
	サービス利用意 2 必要なサート 3 必要なサート で提供が可能な 4 両者の差につ	ごス量等を把握 ごス量等に対して、現在のサービス基盤 よサービス量等を把握 ついて、今後基盤整備を計画的に推進 備を踏まえて、介護保険の事業費の見込	サービ 2 3 で 3 で 4 両計 5	護者等の人数、 ス利用意向等を なサービス量等 なサービス量等 が可能なサービ の差について、	を把握 に対して、現在のサービス基盤 ス量等を把握 今後基盤整備を計画的に推進 えて、介護保険の事業費の見込	

				館林市	▼ 板倉町	T合併協議会 <i>0</i>	つ調整内容		
	合併協定	項目 2	1 介護保障	(事業の取扱い		関係項目	2 介	護保険料	
	調整方	針介	護保険料につ	ついては、合併時は現行の	のとおりも	とし、合併後に	こ再編する。		
				現		況			 - 具体的な調整内容
			館林市	fi			板倉	丁	大学りな明正 17
(	○介護保険 【納付義務 市内に居 【介護保険	済者】 計住する 6	5歳以上の者	釺(第1号被保険者)	町内は	義務者】	5歳以上のネ	首(第1号被保険者)	介護保険料について は、介護保険事業計画 で定められており、合 併時は、第7期事業計 画(平成30年度~平
ı		–	平成27年度	更~平成29年度)		宋陝科』 6 期保険料(『	成32年度)が計画実		
'		と階を設定			1	没階を設定	行中になるため、市町		
	2 基準月	額 5,5	00円 基達	<b>準年額</b> 66,000 円	2 基注	<b>準月額</b> 4,70	の介護保険料をそのま		
	所得段階	割合	年額保険料	対象	所得段	階割合	年額保険料	対象	ま適用し、第8期事業
	第1段階	0. 40 (0. 45)	26, 400 円 (29, 700 円)	生活保護受給者 世帯全員が市民税非課税 で、老齢福祉年金受給者 又は前年の課税年金収入 額と合計所得金額の合計 が80万円以下	第1段	飞 (0. 50)	25, 400 円 (28, 200 円)	生活保護受給者 世帯全員が町民税非課税 で、老齢福祉年金受給者 又は前年の課税年金収入 額と合計所得金額の合計 が80万円以下	計画(平成33年度~ 平成35年度)から新 市で定める。
_	第2段階	0.70	46, 200 円	世帯全員が市民税非課税 で、前年の課税年金収入 額と合計所得金額の合計 が80万円超120万円以下	第2段	階 0.75	42, 300 円	世帯全員が町民税非課税 で、前年の課税年金収入 額と合計所得金額の合計 が80万円超120万円以下	
	第3段階	0. 75	49, 500 円	世帯全員が市民税非課税 で、前年の課税年金収入 額と合計所得金額の合計 が 120 万円超	第3段	階 0.75	42, 300 円	世帯全員が町民税非課税 で、前年の課税年金収入 額と合計所得金額の合計 が 120 万円超	

C	5	٦
C	X	)

			現	沢				具体的な調整内容
	館林市					板倉	1	六件リル・明定門台
第4段階	0.90	59, 400 円	世帯の誰かに市民税が課 税されているが、本人は 市民税非課税で、前年の 課税年金収入額と合計所 得金額の合計が80万円 以下	第4段階	0.90	50, 700 円	世帯の誰かに町民税が課 税されているが、本人は 町民税非課税で、前年の 課税年金収入額と合計所 得金額の合計が80万円 以下	
第5段階	1.00	66, 000 円	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超	第5段階	1.00	56, 400 円	世帯の誰かに町民税が課 税されているが、本人は 町民税非課税で、前年の 課税年金収入額と合計所 得金額の合計が80万円 超	
第6段階	1. 15	75,900 円	本人が市民税課税で、前 年の合計所得金額が 125 万円未満	第6段階	1. 20	67,600円	本人が町民税課税で、前 年の合計所得金額が 120 万円未満	
第7段階	1.30	85,800円	本人が市民税課税で、前 年の合計所得金額が125 万円以上190万円未満	第7段階	1.30	73, 300 円	本人が町民税課税で、前 年の合計所得金額が 120 万円以上 190 万円未満	
第8段階	1. 55	102,300 円	本人が市民税課税で、前 年の合計所得金額が190 万円以上300万円未満	第8段階	1. 50	84,600円	本人が町民税課税で、前 年の合計所得金額が190 万円以上290万円未満	
第9段階	1.80	118,800円	本人が市民税課税で、前 年の合計所得金額が300 万円以上500万円未満	第9段階	1. 70	95,800円	本人が町民税課税で、前 年の合計所得金額が 290 万円以上	
第10段階	2.00	132,000 円	本人が市民税課税で、前 年の合計所得金額が500 万円以上	各年度にま	ういて 25 <b>,</b> 40	00円 (割合 0.	平度から平成 29 年度までの 45)に減額賦課する。 1担軽減前の保険料(率)。	
各年度にお	おいて 26,40	00円 (割合 0.	年度から平成 29 年度までの 40)に減額賦課する。 負担軽減前の保険料(率)。					

	現								
	館林市		板 倉 町	―― 具体的な調整内容					
【納期(普通徴収)】			通徴収)】						
第1期	7月1日から同月31日まで	第1期	7月1日から同月31日まで						
第2期	8月1日から同月31日まで	第2期	8月1日から同月31日まで						
第3期	9月1日から同月30日まで	第3期	9月1日から同月30日まで						
第4期	10月1日から同月31日まで	第4期	10月1日から同月31日まで						
第5期	11月1日から同月30日まで	第5期	11月1日から同月30日まで						
第6期	12月1日から同月25日まで	第6期	12月1日から同月25日まで						
第7期	翌年1月1日から同月31日まで	第7期	翌年1月1日から同月31日まで						
第8期	翌年2月1日から同月末日まで	第8期	翌年2月1日から同月末日まで						

合併協定項目	21 介護保険事業の取扱い	関係工	頁目	3 地域包括支援センター			
調整方針 地域包括支援センターについては、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。							
	現	況			   具体的な調整内容		
	館林市		板	倉 町	- 具体的な調整的谷		
域は接地では、	事業及び包括的支援事業等を実施し、地建康の保持及び生活の安定のために必要とにより、その保健医療の向上及び福祉と支援する。  区域は地区の一部、郷谷地区、大島地区大郷地区の一部、三野谷地区多々良地区、渡瀬地区館林地区の一部、赤羽地区、六郷地区の一部	域住民の心身の例	事業及び 建康の保 に こ 支援する 也区 な が 】		ており、合併時は、第		

現り、一般の表現を表現しています。	<b>田敢比宏</b>
館林市・版倉町	测登门谷
選挙 体 申	

#### 協議第12号

#### 合併協定項目23-10 障がい者福祉事業について

障がい者福祉事業について、次のとおり協議を求める。

平成29年5月22日

項目	合併協定項目23-10 障がい者福祉事業
調整方針	1 障害者総合支援法に関係する事業については、事業内容がすべて同一の事業は、現行のとおり新市において継続する。ただし、事業内容が異なる事業については、合併時に統合し、入浴サービス事業及び日中一時支援事業については、合併時に再編する。 2 市町が独自に行う事業については、次のとおりとする。 (1) 福祉タクシー料金支援事業については、合併時に再編する。 (2) 心身障がい者就職祝金支給事業については、合併時に統合する。 (3) 特定疾患患者等見舞金支給事業については、合併時に統合する。

- (4) 身体障がい者自立更生奨励金支給事業については、合併 時に統合する。
- (5) 在宅重度障がい者介護慰労金支給事業については、合併 時に統合する。

	合併協定項目	23-10 障がい者福祉事業		関係項目	1 障害者総合支援法に関係する	事業
	障害者総合支援法に関係する事業については、事業内容がすべて同一の事業は、現行のとおり新市において継続する。た 調整方針 だし、事業内容が異なる事業については、合併時に統合し、入浴サービス事業及び日中一時支援事業については、合併時に 再編する。					
Ī	現 況					
ľ		館林市		,	板 倉 町	具体的な調整内容
	【名称】	区分認定審査会 章害支援区分認定審査会	【名利	· 卡市外五町障害支援	- <del> </del>	障がい支援区分認 定審査会について は、現行のとおり新 市において継続す
	介護給付等のす	支給に必要な障がい支援区分(「非該当」 6」)の審査及び判定等の審査判定業務を	介護	<b>養給付等の支給に</b>	必要な障がい支援区分(「非該当」 審査及び判定等の審査判定業務を	る。
	(2) 委員定数 48人 (3) 委員等報酬 会員長長 委員所員 (4) 負担割合	倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町	(2)	共同設置市町	000円 000円 000円	

現 況 具体的な調整内容 館林市 板 倉 町 2 自立支援給付(介護給付) 2 自立支援給付(介護給付) 自立支援給付(介 【目的】 【目的】 護給付) については、 **障がい福祉サービスの利用を希望する障がい者に対し** 障がい福祉サービスの利用を希望する障がい者に対し 現行のとおり新市に て、介護の支援を受けるための介護給付の支給決定をする て、介護の支援を受けるための介護給付の支給決定をする おいて継続する。 ことにより、障がい者の福祉の増進を図るとともに、障が ことにより、障がい者の福祉の増進を図るとともに、障が いの有無にかかわらず安心して暮らすことができるようしいの有無にかかわらず安心して暮らすことができるよう にする。 にする。 【概要】 【概要】 (1) 対象者 (1) 対象者 市内に住所のある障がい者 町内に住所のある障がい者 (2) 介護給付の内容 (2) 介護給付の内容 居宅介護(ホームヘルプ)、重度訪問介護、同行援 居宅介護(ホームヘルプ)、重度訪問介護、同行援 護、行動援護、重度障がい者等包括支援、短期入所(シ 護、行動援護、重度障がい者等包括支援、短期入所(シ ョートステイ)、療養介護、生活介護、施設入所支援、 ョートステイ)、療養介護、生活介護、施設入所支援、 共同生活介護 (ケアホーム) 共同生活介護 (ケアホーム) (3) 実施時期 (3) 実施時期 通年 通年

現 況 具体的な調整内容 館林市 板倉町 3 自立支援給付(訓練等給付) 3 自立支援給付(訓練等給付) 自立支援給付(訓 練等給付) について 【目的】 【目的】 障がい福祉サービスの利用を希望する障がい者に対し 障がい福祉サービスの利用を希望する障がい者に対し は、現行のとおり新 て、訓練等の支援を受けるための訓練等給付の支給決定をして、訓練等の支援を受けるための訓練等給付の支給決定を 市において継続す することにより、障がい者の福祉の増進を図るとともに、 することにより、障がい者の福祉の増進を図るとともに、 障がいの有無にかかわらず安心して暮らすことができる「障がいの有無にかかわらず安心して暮らすことができる」 ようにする。 ようにする。 【概要】 【概要】 (1) 対象者 (1) 対象者 市内に住所のある障がい者 町内に住所のある障がい者 (2) 訓練等給付の内容 (2) 訓練等給付の内容 自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活 自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活 援助(グループホーム) 援助 (グループホーム) (3) 実施時期 (3) 実施時期 通年 通年

	•	)
C		כ

現	况	具体的な調整内容
館林市	板倉町	
4 自立支援医療(更生医療)	4 自立支援医療(更生医療)	自立支援医療(更
	【目的】	生医療) については、
身体上の障がいを除去又は軽減し、日常生活能力や職業	身体上の障がいを除去又は軽減し、日常生活能力や職業	現行のとおり新市に
訓練能力の回復を図ることを目的として自立支援医療費	訓練能力の回復を図ることを目的として自立支援医療費	おいて継続する。
を給付する。	を給付する。	
【概要】 【概要】	【概要】	
【似 <i>女】</i>   (1) 対象者	(1) 対象者	
17	身体障害者手帳を所持する18歳以上の身体障が	
の	一名 体障 日 名 子 版 を	
V 7H	V 7E	
(2) 給付内容	(2) 給付内容	
都道府県の指定を受けた自立支援医療機関におけ	都道府県の指定を受けた自立支援医療機関におけ	
る医療の提供	る医療の提供	
(3) 利用者負担	(3) 利用者負担	
費用の1割を自己負担とし、所得に応じて自己負	費用の1割を自己負担とし、所得に応じて自己負	
担上限月額を決定する。	担上限月額を決定する。	

	7	>
C	_	5

現	具体的な調整内容	
館林市	板倉町	具体的な調整的谷
5 自立支援医療(育成医療) 【目的】 身体上の障がいを除去又は軽減し、日常生活能力の回復 を図ることを目的として自立支援医療費を給付する。	5 自立支援医療(育成医療) 【目的】 身体上の障がいを除去又は軽減し、日常生活能力の回復 を図ることを目的として自立支援医療費を給付する。	自立支援医療(育成医療)については、現行のとおり新市において継続する。
【概要】 (1) 対象者 18歳未満の身体障がい者	【概要】 (1) 対象者 18歳未満の身体障がい者	
(2) 給付内容 都道府県の指定を受けた自立支援医療機関におけ る医療の提供	(2) 給付内容 都道府県の指定を受けた自立支援医療機関におけ る医療の提供	
(3) 利用者負担 費用の1割を自己負担とし、所得に応じて自己負 担上限月額を決定する。	(3) 利用者負担 費用の1割を自己負担とし、所得に応じて自己負 担上限月額を決定する。	

現 況 具体的な調整内容 館林市 板倉町 6 補装具費支給事業 6 補裝具費支給事業 補装具費支給事業 【目的】 【目的】 については、現行の 障がい者が日常生活を送る上で必要な移動等の確保や、 障がい者が日常生活を送る上で必要な移動等の確保や、 とおり新市において 就労場面における能率の向上を図ること及び障がい児が「就労場面における能率の向上を図ること及び障がい児が」継続する。 将来、社会人として独立自活するための素地を育成助長す「将来、社会人として独立自活するための素地を育成助長す」 る。 る。 【概要】 【概要】 (1) 対象者 (1) 対象者 障害者手帳所持者 障害者手帳所持者 (2) 支給内容 (2) 支給内容 身体障がい者(児)に対する補装具の購入及びその 身体障がい者(児)に対する補装具の購入及びその 修理にかかる費用の助成 修理にかかる費用の助成 (3) 補装具種目 (3) 補装具種目 義肢、装具、座位保持装置、盲人安全つえ、義眼、 義肢、装具、座位保持装置、盲人安全つえ、義眼、 眼鏡、補聴器、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補 眼鏡、補聴器、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補 助つえ、重度障がい者用意思伝達装置等 助つえ、重度障がい者用意思伝達装置等

(4) 利用者負担

費用の1割を自己負担とし、所得に応じて自己負担 上限月額を決定する。 (4) 利用者負担 費用の1割を自己負担とし、所得に応じて自己負担 上限月額を決定する。

_
_

現	況	具体的な調整内容
館林市	板倉町	具件的な調整的谷
7 障がい児通所給付費	7 障がい児通所給付費	障がい児通所給付
【目的】	【目的】	費については、現行
心身障がい児に対し、集合療育訓練の場を提供し、在宅	心身障がい児に対し、集合療育訓練の場を提供し、在宅	のとおり新市におい
の知的・肢体不自由等の障がいを有する幼児の生活指導及	の知的・肢体不自由等の障がいを有する幼児の生活指導及	て継続する。
び機能訓練を行う。	び機能訓練を行う。	
】 【概要】	【概要】	
(1) サービス対象者及び内容	(1) サービス対象者及び内容	
① 児童発達支援	① 児童発達支援	
・対象:障がい児、発達障がい児、療育を必要と	・対象:障がい児、発達障がい児、療育を必要と	
する児童	する児童	
・内容:日常生活における基本的な動作の指導、知	・内容:日常生活における基本的な動作の指導、知	
識技能の付与、集団生活への適応訓練等	識技能の付与、集団生活への適応訓練等	
② 医療型児童発達支援	② 医療型児童発達支援	
・対象:理学療法等の機能訓練又は医学的管理下	・対象:理学療法等の機能訓練又は医学的管理下	
での支援を必要とする肢体不自由児	での支援を必要とする肢体不自由児	
・内容:児童発達支援及び治療の提供	・内容:児童発達支援及び治療の提供	
③ 放課後等デイサービス	③ 放課後等デイサービス	
・対象:学校に就学する障がい児	・対象:学校に就学する障がい児	
・内容:放課後や夏休み等の長期休暇中における	・内容:放課後や夏休み等の長期休暇中における	
生活能力向上のために必要な訓練等	生活能力向上のために必要な訓練等	
④ 保育所等訪問支援	④ 保育所等訪問支援	
・対象:保育所等を利用する障がい児	- ・対象:保育所等を利用する障がい児	
・内容:保育所等の訪問による集団生活への適応	・内容:保育所等の訪問による集団生活への適応	
のための専門的な支援	のための専門的な支援	

現	況	具体的な調整内容
館林市	板 倉 町	具体的な調整的谷
<ul><li>⑤ 障害児相談支援</li><li>・対象:障害児通所支援(児童発達支援等)を利用する障がい児</li><li>・内容:障害児支援利用計画の作成、障害児通所支援の利用後のモニタリング</li></ul>	<ul><li>⑤ 障害児相談支援</li><li>・対象:障害児通所支援(児童発達支援等)を利用する障がい児</li><li>・内容:障害児支援利用計画の作成、障害児通所支援の利用後のモニタリング</li></ul>	
(2) 利用者負担 費用の1割を自己負担とし、所得に応じて自己負担 上限月額を決定する。	(2) 利用者負担 費用の1割を自己負担とし、所得に応じて自己負担 上限月額を決定する。	

現 況 具体的な調整内容 館林市 板倉町 8 相談支援事業 8 相談支援事業 相談支援事業につ 【目的】 【目的】 いては、現行のとお 障がい者等、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を 障がい者若しくは障がい児又はその保護者等からの相 り新市において継続 行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供し談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、 する。 与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことに 権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者 より、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営む「等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができる」 ことができるようにする。 よう支援する。 【概要】 【概要】 (1) 実施体制 (1) 実施体制 相談支援センターほっと 相談支援センターほっと 社会福祉法人館邑会へ委託 社会福祉法人館邑会へ委託 (2) 事業内容 (2) 事業内容 相談事業 相談事業 生活相談、就労相談、施設入所相談、権利擁護相 生活相談、就労相談、施設入所相談、権利擁護相 談、福祉サービス利用相談等 談、福祉サービス利用相談等 ② 支援事業 ② 支援事業 相談内容の傾聴、家庭訪問、窓口手続き支援、施 相談内容の傾聴、家庭訪問、窓口手続き支援、施

② 支援事業 相談内容の傾聴、家庭訪問、窓口手続き支援、施 設見学同行、困難ケース対応、自立支援協議会への 指導及び助言等

(3) 地域自立支援協議会 館林市外五町地域自立支援協議会 (館林市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町) 指導及び助言等
(3) 地域自立支援協議会 館林市外五町地域自立支援協議会

設見学同行、困難ケース対応、自立支援協議会への

(館林市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町)

現 況 具体的な調整内容 館林市 地域活動支援センター事業 9 地域活動支援センター事業 地域活動支援セン 【目的】 【目的】 ター事業について 創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の 創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の は、現行のとおり新 促進等の便宜を供与する地域活動支援センターを設置すし促進等の便宜を供与する地域活動支援センターを設置す 市において継続す ることにより、障がい者(児)の地域生活支援の促進を図 ることにより、障がい者等の地域生活支援の促進を図る。 る。 【概要】 【概要】 (1) 対象者 (1) 対象者 ① 身体障害者手帳所持者 ① 身体障害者手帳所持者 ② 療育手帳所持者 ② 療育手帳所持者 ③ 精神保健福祉法第5条に規定する精神障がい者 ③ 精神保健福祉法第5条に規定する精神障がい者 (2) 施設名 (2) 施設名 ① 館林福祉作業所(指定管理) 板倉町障害者生産活動センター(指定管理) (社会福祉法人群馬県社会福祉事業団) (社会福祉法人板倉町社会福祉協議会) ② 地域活動支援センタースワン (委託) (社会福祉法人館林つつじ会) ③ 地域活動支援センター若草作業所(委託) (NPO法人若草会) (3) 実施内容 (3) 実施内容 利用者に対し創作的活動や生産活動の機会の提供、 利用者に対し創作的活動や生産活動の機会の提供、 地域との交流の場を提供する事業(基礎的事業)を行 地域との交流の場を提供する事業(基礎的事業)を行 う。 う。

	况	
館林市	板倉町	具体的な調整内容
10 成年後見制度等利用支援事業 【目的】 認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者の成年後 見制度の利用を支援することにより、障がい者等が有する	10 成年後見制度等利用支援事業 【目的】 認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者の成年後 見制度の利用を支援することにより、障がい者等が有する 能力を活用し、自立した日常生活を営むことができる環境 を整備する。	成年後見制度等利 用支援事業について は、現行のとおり新 市において継続す る。
<ul> <li>【概要】 <ul> <li>(1) 対象者 配偶者及び2親等以内の親族がいない又は支援を受けられない知的障がい者又は精神障がい者</li> </ul> </li> <li>(2) 支援内容 成年後見制度の審判請求に要する経費、後見人等の報酬費用の全部又は一部を補助する。 在宅 上限月額 28,000 円施設入所 上限月額 18,000 円</li> <li>(3) 実施時期 随時</li> </ul>	<ul> <li>【概要】 <ul> <li>(1) 対象者 配偶者及び2親等以内の親族がいない又は支援を受けられない知的障がい者又は精神障がい者</li> </ul> </li> <li>(2) 支援内容 成年後見制度の審判請求に要する経費、後見人等の報酬費用の全部又は一部を補助する。 在宅 上限月額 28,000 円施設入所 上限月額 18,000 円</li> <li>(3) 実施時期 随時</li> </ul>	

現		日出出去四十二
館林市	板倉町	具体的な調整内容
11 日中一時支援(登録介護者)事業	11 日中一時支援(登録介護者)事業	日中一時支援(登
【目的】	【目的】	録介護者)事業につ
心身障がい児(者)の介護を行う保護者が、一時的に介		いては、現行のとお
護ができない場合に、あらかじめ市へ登録を行っている登	護ができない場合に、あらかじめ町へ登録を行っている登	り新市において継続
録介護者に介護を委託することにより、心身障がい児(者)	録介護者に介護を委託することにより、心身障がい児(者)	する。
の福祉及び介護者の負担軽減を図る。	の福祉及び介護者の負担軽減を図る。	
【概要】	【概要】	
(1) 対象者	(1) 対象者	
① 在宅の重度・中軽度知的障がい児(者)	① 在宅の重度・中軽度知的障がい児(者)	
② 在宅の重度身体障がい児(者)	② 在宅の重度身体障がい児(者)	
③ 在宅の中軽度身体障がい児	③ 在宅の中軽度身体障がい児	
④ 在宅の発達障がい児	④ 在宅の発達障がい児	
(2) 支援内容	(2) 支援内容	
食事、排泄、衣類着脱、入浴等の介護、身体の清拭、	食事、排泄、衣類着脱、入浴等の介護、身体の清拭、	
光髪等の介護等	洗髪等の介護等	
(3) 利用者負担額(1単位:30分あたり)	(3) 利用者負担額(1単位:30分あたり)	
(4) 実施時期	(4) 実施時期	
通年	通年	

現	況	
館林市	板倉町	
12 日中一時支援(サービスステーション)事業	12 日中一時支援(サービスステーション)事業	日中一時支援(サ
【目的】	【目的】	ービスステーショ
心身障がい児(者)の介護を行う保護者が、一時的に介		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
護ができない場合に、県へ登録を行っているサービスステ	護ができない場合に、県へ登録を行っているサービスステ	
ーションに介護を委託することにより、心身障がい児(者)	ーションに介護を委託することにより、心身障がい児(者)	おいて継続する。
の福祉及び介護者の負担軽減を図る。	の福祉及び介護者の負担軽減を図る。	
【概要】	【概要】	
(1) 対象者	(1) 対象者	
(1) 本宅の重度・中軽度知的障がい児(者)	① 在宅の重度・中軽度知的障がい児(者)	
② 在宅の重度身体障がい児(者)	② 在宅の重度身体障がい児(者)	
③ 在宅の中軽度身体障がい児	③ 在宅の中軽度身体障がい児	
④ 在宅の発達障がい児	④ 在宅の発達障がい児	
(2) 支援内容	(2) 支援内容	
食事、排泄、衣類着脱、入浴等の介護、身体の清拭、	食事、排泄、衣類着脱、入浴等の介護、身体の清拭、	
洗髪等の介護等及び生活支援(本人支援、生活訓練等)	洗髪等の介護等及び生活支援(本人支援、生活訓練等)	
(3) 利用者負担額(1単位:30分あたり)	(3) 利用者負担額(1単位:30分あたり)	
(4) <del>\$\frac{1}{2} \frac{1}{2} </del>		
(4) 実施時期 通年	(4) 実施時期 通年	
世十	世 <del>十</del>	

		Г
現	况	   具体的な調整内容
館林市	板倉町	, ,,, , - ,,,, , ,,,
13 心身障がい児集団活動・訓練事業	13 心身障がい児集団活動・訓練事業	心身障がい児集団
	【目的】	活動・訓練事業につ
特別支援学校等の放課後、学齢期にある心身障がい児に		
	対し集団活動や社会適応訓練を行い、地域社会が一体とな	
ってその主体性、社会性を育成し障がい児の自立の促進を		する。
図る。	図る。	
/ Juny and N	I have see \$	
(1) ****	(水) ***	
(1) 対象者	(1) 対象者	
市内に居住し特別支援学校等に通学する心身障が	町内に居住し特別支援学校等に通学する心身障が	
い児で、通所による指導になじむ者。	い児で、通所による指導になじむ者。	
(2) 事業内容	(2) 事業内容	
(2) 事業内容 ① 集団生活への適応訓練、社会適応訓練	① 集団生活への適応訓練、社会適応訓練	
② 自主性、社会性の向上及び余暇活動の助長	② 自主性、社会性の向上及び余暇活動の助長	
③ 基礎的な育成の指導	③ 基礎的な育成の指導	
@ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\	© 25MC13 & F/M > 10 FF	

_
C

現		目体的公理數中宏
館林市	板 倉 町	具体的な調整内容
14 移動支援事業	14 移動支援事業	移動支援事業につ
【目的】	【目的】	いては、事業の支援
屋外での移動が困難な障がい者(児)について、外出の	屋外での移動が困難な障がい者(児)について、外出の	形態が異なるため、
ための支援を行うことにより、地域における自立生活及び	ための支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会	館林市の例により合
社会参加を促す。	参加を促す。	併時に統合する。
【概要】	【概要】	
(1) 対象者	(1) 対象者	
① 屋外での活動に著しい制限のある視覚障がい者 (児)	① 屋外での活動に著しい制限のある視覚障がい者 (児)	
② 重度訪問介護サービスの提供を受けていない全 身性障がい者(児)	② 重度訪問介護サービスの提供を受けていない全 身性障がい者(児)	
③ 行動援護サービスの提供を受けていない知的障 がい者(児)又は精神障がい者	③ 行動援護サービスの提供を受けていない知的障 がい者(児)又は精神障がい者	
(2) 支援内容 社会生活上不可欠な外出、余暇活動等の社会参加 のための外出の際の移動支援	(2) 支援内容 社会生活上不可欠な外出、余暇活動等の社会参加 のための外出の際の移動支援	
(3) 支援形態 個別支援型、グループ支援型	(3) 支援形態 個別支援型	
(4) 利用者負担 基準単価の1割を自己負担とする。	(4) 利用者負担 基準単価の1割を自己負担とする。	
(5) 実施時期 通年	(5) 実施時期 通年	
(6) 実施方法 事業者 1 0 か所へ委託	(6) 実施方法 事業者4か所へ委託	

・1 km当たり37円

現 況 具体的な調整内容 館 林 市 板倉町 15 手話通訳者·要約筆記者派遣事業 15 手話通訳者·要約筆記者派遣事業 手話诵訳者 · 要約 【目的】 【目的】 筆記者派遣事業につ 意思疎通を図ることに支障がある聴覚障がい者等とそ 聴覚障がい者等とその他の者との社会生活上の意思疎しいては、実施体制及 の他の者との意思疎通を支援するために、手話通訳者や要し 通を円滑にするため、手話通訳者や要約筆記者を派遣し、 び手話通訳者の派遣 約筆記者を派遣し、円滑なコミュニケーションを図ること 意思伝達の手段を確保することにより、聴覚障がい者等の 手当が異なるため、 により、聴覚障がい者等の自立及び社会参加を促進する。 館林市の例により合 福祉の増進を図る。 併時に統合する。 【概要】 【概要】 (1) 対象者 (1) 対象者 市内に居住する聴覚障がい者等 町内に居住する聴覚障がい者等 (2) 実施体制 (2) 実施体制 群馬県聴覚障害者コミュニケーションプラザへ委 社会福祉法人館林市社会福祉協議会へ委託し、手 託し、手話通訳者及び要約筆記者を派遣する。 話通訳者及び要約筆記者を派遣する。 (3) 派遣手当 (3) 派遣手当 ① 群馬県認定手話通訳者 ① 群馬県認定手話通訳者 ア) 報酬 ア) 報酬 · 1 時間以内 3,000 円 (以降 30 分毎 1,500 円) ・1時間以内 3,000円(以降30分毎1,500円) ·報告書作成料 500 円/1件 ·報告書作成料 500 円/1件 4) 手当 4) 手当 • 時間外割増手当 • 時間外割増手当 報酬額の 25% (17:00~22:00 及び 5:00~8:00) 報酬額の 25% (17:00~22:00 及び 5:00~8:00) 報酬額の50% (22:00~5:00) 報酬額の50% (22:00~5:00) · 遠距離手当 2,000 円 ·遠距離手当 2,000 円 ウ) 交通費 ウ) 交通費

・1 km 当たり37円

現	況	月牙护外部數中京
館林市	板 倉 町	具体的な調整内容
② ①以外の手話通訳者なし	<ul> <li>② ①以外の手話通訳者</li> <li>ア)報酬</li> <li>・1時間以内 1,000円(以降1時間毎1,000円)</li> <li>・報告書作成料 500円/1件</li> <li>イ)手当</li> <li>・時間外割増手当報酬額の50%(17:00~8:00)</li> <li>・遠距離手当 2,000円</li> <li>ウ)交通費</li> <li>・1km当たり37円</li> </ul>	
3 要約筆記者 ア) 報酬 ・1時間以内 1,500円(以降30分毎750円) ・報告書作成料 500円/1件 イ) 手当 ・時間外割増手当 報酬額の25%(17:00~22:00及び5:00~8:00) 報酬額の50%(22:00~5:00) ・遠距離手当 2,000円 ウ) 交通費 ・1km当たり37円  (4) 実施時期 通年(随時)	<ul> <li>③ 要約筆記者</li> <li>ア)報酬 <ul> <li>1時間以内 1,500円(以降30分毎750円)</li> <li>・報告書作成料 500円/1件</li> </ul> </li> <li>(4) 実施時期 通年(随時)</li> </ul> <li>③ 要約筆記者</li> <li>ア)報酬</li> <li>(4) 実施時期 通年(随時)</li>	

C	X	)
٢	•	>

現		- 具体的な調整内容
館林市	板倉町	具体的な調整内容
16 手話通訳者設置事業	16 手話通訳者設置事業	手話通訳者設置事
【目的】	事業なし	業については、館林
聴覚障がい者等に対し、手話通訳者を設置し、窓口での		市のみ実施している
手続きや相談時の通訳を行い、意思疎通の円滑化を図るこ		ため、館林市の例に
とにより社会参加を促進する。		より合併時に統合す
		る。
【概要】		
(1) 実施体制		
社会福祉法人館林市社会福祉協議会へ委託		
手話通訳者 1人設置 月・木・金曜日:市役所に配置		
火・水曜日: 川牧別に配直 火・水曜日: 社会福祉協議会に配置		
)		
(2) 業務内容		
市役所来庁時の通訳業務及び手話通訳者派遣事業		
に関する業務		

現 況 館林市 板倉町

17 障がい者(児)日常生活用具等給付事業 【目的】

重度障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活 り、その福祉の増進に資することを目的とする。

#### 【概要】

(1) 対象者

市内に住所を有する在宅の身体障がい者(児)、知 的障がい者 (児)、精神障がい者、発達障がい者、難 病患者等

(2) 給付品目

介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養 等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援 用具、居宅生活動作補助用具

※館林市のみ:在宅血液透析排水処理槽

動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター) 視覚障がい者用音声ICタグレコーダー

(3) 利用者負担額

世帯階層区分		利用者 負担額	月額負担 上限額
生活保護世	世帯	0 円	_
市民税非課税世帯		1割	0 円
市民税	均等割のみ及び所得割 200,000 円未満世帯	1割	24,600 円
課税世帯	所得割 200,000 円以上世帯	1割	37, 200 円
	所得割 460,000 円以上	全額	_

17 障がい者(児)日常生活用具等給付事業

【目的】

重度障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活 業については、対象 用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図 | 用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図 | 者、給付品目及び利 り、その福祉の増進に資することを目的とする。

#### 【概要】

(1) 対象者

町内に住所を有する在宅の身体障がい者(児)、知 的障がい者(児)、精神障がい者等

(2) 給付品目

介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養 等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援 用具、居宅生活動作補助用具

※板倉町のみ:視覚障がい者用ワードプロセッサー(共同利用)

(3) 利用者負担額

世帯階層区分		利用者 負担額	月額負担 上限額
生活保護世帯		0 円	_
町民税非課税世帯		0 円	_
町民税	均等割のみ及び所得割 235,000 円未満世帯	1割	24,600円
課税世帯	所得割 235,000 円以上世帯	1割	37, 200 円
	所得割 460,000 円以上	全額	_

障がい者(児)日 常生活用具等給付事 用者負担額が異なる ため、館林市の例に より合併時に統合す

具体的な調整内容

現 況 具体的な調整内容 館 林 市 板倉町 18 身体障がい者自動車運転免許取得費補助事業 18 身体障がい者自動車運転免許取得費補助事業 身体障がい者自動 【目的】 【目的】 車運転免許取得費補 肢体不自由者が普通自動車運転免許を取得する場合、そ 肢体に障がいを有する者が普通自動車免許を取得する 助事業については、 の取得に要する経費の一部を補助し、障がい者の就労等社 場合、当該取得費用の一部を補助することで、障がい者の 対象者及び補助内容 会活動への参加の促進を図り、福祉の増進に資することを一就労等社会活動への参加の促進を図り、福祉の増進に資す が異なるため、館林 ることを目的とする。 市の例により合併時 目的とする。 に統合する。 【概要】 【概要】 (1) 対象者 (1) 対象者 ① 市内に住所を有する者 ① 町内に住所を有する者 ② 身体障害者手帳を所持する肢体不自由者 ② 身体障害者手帳を所持する肢体不自由者 ③ 自動車等の運転適性検査に合格し、免許を取得し ③ 自動車等の運転適性検査に合格し、免許を取得し ようとする者 ようとする者 ④ 前年の所得税年額 120,000 円以下の者 ④ 当該年度の市町村民税所得割額 160,000 円未満の ⑤ 過去に運転免許を失効又は取り消しの行政処分 世帯に属する者 を受けたことがない者 (2) 補助内容 (2) 補助内容 ① 補助基準限度額 上限 210,000 円 ① 補助基準限度額 上限 210,000 円 ② 補助率 ② 補助率 ア) 生活保護者、市民税非課税の者、市民税均等割 ア) 生活保護者、町民税非課税の者、町民税均等割 のみ課税の者 10/10のみ課税の者 10/10(1) ア)以外の所得税非課税の者 5/10 イ) ア)以外の所得税非課税の者 5/10ウ) 当該年度の町民税所得割額 160,000 円未満の世 ウ) 所得税年額 120,000 円以下の者 1/3 帯に属する者 1/3

現	況	具体的な調整内容
館林市	板倉町	具体的な調整的谷
19 入浴サービス事業	19 入浴サービス事業	入浴サービス事業
【目的】	【目的】	については、対象者、
身体上の障がい等により日常生活を営むのに支障のあ	在宅における身体障がい者の生活を支援するため、移動	利用回数及び利用者
る在宅の重度の障がい者に対し、居宅を訪問して入浴サー	入浴車での訪問により居宅において入浴サービスを提供	負担額が異なるた
ビスを行うことにより、障がい者等の福祉の増進を図る。	し、身体障がい者の清潔の保持、心身機能の維持等を図り、	め、合併時までに調
	もって福祉の増進を図る。	整し、再編する。
【概要】 (1) 対象者 市内に居住する居宅で入浴することが困難な重度 身体障がい者(児)及び重症心身障がい者(児)	【概要】 (1) 対象者 ① 町内に居住する身体障害者手帳の所持者で、自力又は家族の介助のみでは入浴が困難な在宅の身体障がい者 ② 他の法律による訪問入浴サービスを受けていない者	
(2) 利用回数 1人につきおおむね週2回まで	(2) 利用回数 1人につき週1回まで	
(3) 利用者負担額	(3) 利用者負担額	

利用者世帯の所得階層区分		利用者負担 (1回あたり)	
Α	生活保護世	世帯	0 円
В	前年所得税非課税世帯		0 円
С		9,600 円以下世帯	200 円
D	前年所得	9,601 円以上32,400 円以下世帯	350 円
Е	税年額	32,401 円以上42,000 円以下世帯	500 円
F		42,001 円以上世帯	650 円

利用者世帯の所得階層区分		利用者負担 (1回あたり)	
Α	生活保護法	の被保護者	0 円
В	当該年度分	かの市町村民税非課税の者	0 円
C1	当該年度分の市町村民税均等割のみ課税の者		50 円
C2	C2 当該年度分の市町村民税所得割が課税の者		100 円
D1		0 円~30,000 円	150 円
D2	前年分所	30,001 円~80,000 円	200 円
D3	得税年額 80,001 円~140,000 円		250 円
D4		140,001 円~280,000 円	350 円

現	況			具体的な調整内容
館林市		板 倉 町		一 六件りな脚正り仕
	D5	280,001 円~500,000 円	500 円	
	D6	500,001 円~800,000 円	650 円	
	D7	800,001 円~1,160,000 円	850 円	
	D8	1,160,001 円~1,650,000 円	1,050円	
	D9 前年分		1,250円	
	<del>                                   </del>	額 2,260,001 円~3,000,000 円	1,500円	
	D11	3,000,001 円~3,960,000 円	1,750円	
	D12	3,960,001 円~5,030,000 円	2,000円	
	D13	5,030,001 円~6,270,000 円	2,300円	
	D14	6,270,001 円以上	支援費基準額	

現 況 具体的な調整内容 館林市 板倉町

# 20 日中一時支援事業

#### 【目的】

心身障がい者(児)に対し、一時的に日中活動の場を提 行うことにより、障がい者等の福祉の増進を図る。

#### 【概要】

- (1) 対象者
  - ① 身体障害者手帳及び療育手帳の所持者
  - ② 精神保健福祉法第5条に規定する精神障がい者
  - ③ 発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達 障がい者
- (2) 支援内容
  - 一時的な日中活動の場の提供 見守り及び社会に適応するための日常的な訓練
- (3) 利用者負担額
  - ① 障がい者

77.23	4 H+ HH	4 H+ HH IVI I	O 11+ HH
障がい	4時間	4時間以上	8 時間
支援区分	未満	8時間未満	以上
区分6	222 円	445 円	667 円
区分5	189 円	378 円	567 円
区分4	156 円	312 円	468 円
区分3	140 円	281 円	421 円
区分2以下	122 円	245 円	367 円

# 20 日中一時支援事業

## 【目的】

障がい者等を一時的に預かることにより、障がい者等に 供し、見守り及び社会に適用するための日常的な訓練等を「日中活動の場を提供し、見守り及び社会に適応するための」 日常的な訓練等を行う。

#### 【概要】

(1) 対象者

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手 帳の所持者で、日常生活を営むことに支障がある者

#### (2) 支援内容

一時的な日中活動の場の提供 見守り及び社会に適応するための日常的な訓練

#### (3) 利用者負担額

障がい 支援区分	4 時間 以下	4 時間超 8 時間以下	8時間超
区分 6	220 円	440 円	660 円
区分 5	180 円	370 円	560 円
区分4	150 円	310 円	460 円
区分3	140 円	280 円	420 円
区分2以下	120 円	240 円	360 円

日中一時支援事業 については、対象者 及び利用者負担額が 異なるため、合併時 までに調整し、再編 する。

現 況 具体的な調整内容 林 館 市 板倉 町 障がい児 (2)障がい児 障がい 4時間 4時間以上 8時間 障がい 4時間 4時間超 8時間超 8時間以下 支援区分 未満 8時間以下 以上 支援区分 以下 567 円 区分3 189 円 378 円 区分3 180 円 370 円 560 円 区分2 148 円 296 円 444 円 区分2 140 円 290 円 440 円 区分1 367 円 区分1 360 円 122 円 245 円 120 円 240 円 重症心身障がい児 重症心身障がい児 4時間以上 4時間超 4時間未満 8時間以上 4時間以下 8時間超 8 時間未満 8時間以下 600円 1,200円 1,800円 600円 1,200円 1,800円 遷延性意識障がい者等 遷延性意識障がい者等 4 4時間以上 4時間超 4時間未満 8時間以上 4時間以下 8時間超 8時間未満 8時間以下 350 円 700 円 1,050円 350 円 700 円 1,050円 利用者負担月額上限額 利用者負担月額上限額 なし 世帯の収入状況 月額の上限額 生活保護世帯 0 円 市町村民税非課税世帯で 15,000 円 利用者の収入が年額80万円以下 市町村民税非課税世帯 24,600 円 市町村民税課税世帯 37,200 円 実施時期 (4) 実施時期 (4)通年 诵年

	館林市・板倉町合併協議会の調整内容				
合併協定項目	23-10 障がい者福祉事業	関係項目	2 市町が独自に行う事業		
調整方針	市町が独自に行う事業については、次の (1)福祉タクシー料金支援事業につい (2)心身障がい者就職祝金支給事業に (3)特定疾患患者等見舞金支給事業に (4)身体障がい者自立更生奨励金支給 (5)在宅重度障がい者介護慰労金支給	ては、合併時に再編する ついては、合併時に統合 ついては、合併時に統合 事業については、合併時 事業については、合併時	する。 する。 に統合する。		
		况		   具体的な調整内容	
	館林市		板 倉 町	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
	ハきタクシー料金補助事業	1 板倉町福祉タクシー	一料金支援事業	福祉タクシー料金	
, 【目的】 <del>在京の時以</del> 、	* /ID\	【目的】		支援事業について	
	者(児)、介護を要する高齢者、四輪自動		母子・父子家庭等の交通弱者が社	は、対象者及び給付	
	母子・父子家庭の父母が社会生活を営むう		出する場合において、タクシー以外	内容が異なるため、	
	合において、タクシー以外の交通機関を利 離なためタクシーを利用した場合、その料		ことが困難なためタクシーを利用 一部を支援することにより心身障が	合併時に再編する。	
	融なためググラーを利用した場合、その科 することにより、障がい者等の社会活動の		「記を又抜りることにより心分障が 宜を図り、福祉の増進に資すること		
	全の増進に資することを目的とする。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	を目的とする。	1. で四分、個型の相座に負すること		
【概要】		【概要】			
(1) 対象者		(1) 対象者			
市内に住房	所を有する在宅の障がい者等で、次のいず	町内に住所を有っ	する在宅の障がい者等で、次のいず		
れかの者		れかの者			
① 身体障害	害者手帳1・2級、療育手帳A・B中・B	① 身体障害者手帕	長1・2級、療育手帳、精神障害者		
1、精神障	章害者保健福祉手帳1・2級のいずれかの	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	<b>ゝ</b> ずれかの所持者		
所持者		0	R有しない母子・父子家庭		
O 7	定を受けている高齢者	※自動車税等の減免	色を受けていないこと。		
	動車を保有しない母子・父子家庭				
※目動車税等	等の減免を受けていないこと。				

現	況	日保护公理數方宏
館林市	板 倉 町	- 具体的な調整内容
<ul> <li>(2) 給付内容</li> <li>① 利用可能枚数 1回の乗車につき1枚まで</li> <li>② 助成額 1枚につき500円</li> <li>③ 交付限度枚数 年間36枚</li> <li>※年度途中は月割りにて交付</li> </ul>	<ul> <li>(2) 給付内容</li> <li>① 利用可能枚数 1回の乗車につき2枚まで</li> <li>② 助成額 1枚につき500円</li> <li>③ 交付限度枚数 年間48枚</li> <li>※年度途中は月割りにて交付</li> </ul>	
(3) 利用できる業者 館林市及び邑楽郡内(大泉町を除く)に営業所の あるタクシー事業者	(3) 利用できる業者 町内外のタクシー事業者 10社	

¢	C	_
_		_

館林市		
*** *** *** *** *** *** *** *** *** **	板 倉 町	具体的な調整内容
	枚 倉 町 2 心身障がい者就職祝金支給事業 事業なし	心身障がい者就職祝金支給事業については、館林市のみ実施しているため、館林市の例により合併時に統合する。

TH	\ <del>H</del>	<u> </u>
現	況	具体的な調整内容
館 林 市	板倉町	, ,,, , - ,, ,—, , ,,
3 特定疾患患者等見舞金支給事業	3 特定疾患患者等見舞金支給事業	特定疾患患者等見
【目的】	【目的】	舞金支給事業につい
市内の特定疾患患者並びに小児慢性疾患患者の保護者	町内の特定疾患患者及び小児慢性特定疾患児童の保護者	ては、支給内容が異
に対し、特定疾患患者等見舞金を支給することにより、	に対し、特定疾患患者等見舞金を支給することにより、患	なるため、館林市の
患者とその家族の福祉の増進を図る。	者とその家族の福祉の増進を図る。	例により合併時に統
		合する。
【概要】	【概要】	
(1) 対象者	(1) 対象者	
市内に住所を有する特定疾患患者又は小児慢性疾	町内に住所を有する特定疾患患者又は小児慢性特定	
患患者の保護者	疾患児童の保護者	
(2) 支給内容	(2) 支給内容	
1人につき 36,000円。ただし、1回限りの支給と	1人につき月額3,000円	
する。	2741-1 274 12/10/10/10	
7 90		

C	C	>
C	Š	٥

現		
館林市	板倉町	具体的な調整内容
日本	4 身体障がい者自立更生奨励金支給事業 事業なし	身体障がい者自立 更生奨励金支給事業 について、館林市のみ実施しての例のは、ののののでは、のののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、のの

C	0
4	

現		
館林市		具体的な調整内容
5 在宅重度障がい者介護慰労金支給事業 【目的】 日常生活に著しい支障のある在宅の重度障がい者を介護する者に、在宅重度障がい者介護慰労金を支給することにより、介護をする者の労をねぎらうとともに、福祉の増進を図る。	5 在宅重度障がい者介護慰労金支給事業 事業なし	在宅重度障がい者 介護慰労金支給事業 については、館林市 のみ実施しているた め、館林市の例によ り合併時に統合す る。
(概要】 (1) 対象者 市内に住所を有し、毎年4月1日現在において在宅 の障がい者(療育手帳A重・A中の所持者)を1年以 上継続して介護している者。 (2) 支給内容 被介護者1人あたり年額90,000円		

# 協議第13号

# 合併協定項目23-11 高齢者福祉事業について

高齢者福祉事業について、次のとおり協議を求める。

平成29年5月22日

館林市·板倉町合併協議会 会長 須 藤 和 臣

項目	合併協定項目23-11 高齢者福祉事業
調整方針	1 敬老祝金・特別慶祝については、次のとおりとする。 (1) 敬老祝金については、合併時に統合する。 (2) 特別慶祝については、合併時に再編する。ただし、卒寿 慶祝訪問については、合併時に廃止する。 2 敬老事業については、合併時に廃止する。 3 高齢者福祉計画については、合併時は現行のとおりとし、合併 後に再編する。

# 館林市・板倉町合併協議会の調整内容

館杯市・板倉町合併協議会の調整内容							
合併協定項目	23-11 高齢者福祉事業		関係項目	1 敬	老祝金・特別慶祝		
調整方針	敬老祝金・特別慶祝については、次のと (1)敬老祝金については、合併時に紛 (2)特別慶祝については、合併時に再	合する。	•	祝訪問い	こついては、合併時に廃止	する。	
	現		況			日化处态细酸化皮	
	館林市		板		町	具体的な調整内容	
敬老祝金を贈与っ 【概要】 (1) 対象者 その年の4 3月31日 100歳 (2) 支給額 次高額 高 第90歳 満95歳	その長寿を祝福し敬老の意を表すため、 することを目的とする。 月1日現在で本市に居住し、その年度の 日在で満80歳、満90歳、満95歳、満	しその社 【概要】 (1) 対 し歳 (2) ラ	老祝金       者に対し敬老祝金   福祉を増進するこ   	を支給 とを目 現在に っている	し、もって敬老の意を表 的とする。 おいて、町内に住所を有 る者で、当該年度内に75	敬老祝金については、対象者及び支給額が異なるため、館林市の例により合併時に統合する。	

現	具体的な調整内容	
館林市	板倉町	会学別な神雀四谷
2 特別慶祝	2 特別慶祝	百寿慶祝訪問及び最
【目的】	【目的】	高齢者慶祝訪問につい
多年にわたり市に貢献してきた功績を市民を代表して		ては、合併時に再編す
市長が称え、また、市民の健康長寿の象徴として祝し、	町長が称え、また、町民の健康長寿の象徴として祝し、	るが、卒寿慶祝訪問に
もって高齢者福祉の増進を図ることを目的とする。	もって高齢者福祉の増進を図ることを目的とする。	ついては、合併時に廃
【概要】	【概要】	止する。
(1) 卒寿慶祝訪問	(1) 卒寿慶祝訪問	
事業なし	① 対象者 町内に住所を有し、かつ、現に居住している者	
	で、当該年度内に90歳となる者	
	② 事業内容	
	慶祝訪問(町長)	
	慶祝状及び祝金の贈呈	
	記念撮影(対象者、家族及び町長)	
	③ 実施時期	
	9月中	
(2) 百寿慶祝訪問	(2) 百寿慶祝訪問	
① 対象者	① <b>対象者</b>	
市内に住所を有し、当該年度内に100歳とな	町内に住所を有し、かつ、現に居住している者	
る者	で、当該年度内に100歳となる者	
② 事業内容	② 事業内容	
慶祝訪問 (市長)	慶祝訪問	
慶祝状及び金券の贈呈	(町長、町議会議長、議会議員、区長、民生委員)	
記念撮影(対象者、家族及び市長)	慶祝状及び祝金の贈呈	
	記念撮影(対象者、家族及び町長等)	
③ 実施時期	③ 実施時期	
8月中	9月中	

現	況	具体的な調整内容
館林市	板 倉 町	六件のよう正に合
(3) 最高齢者慶祝訪問 事業なし	(3) 最高齢者慶祝訪問 ① 対象者 町内に住所を有し、かつ、現に居住している者 で、当該年度内に最高齢となる者	
	② 事業内容 慶祝訪問(町長) 慶祝状、最高齢者祝品及び祝金(10,000円)の贈呈 記念撮影(対象者、家族及び町長)	
	<ul><li>③ 実施時期</li><li>9月中</li></ul>	

合併協定項	頁目	23-11 高齢者福祉事業		関係項目	2 敬老事業				
調整方象	調整方針 敬老事業については、合併時に廃止する。								
	現況								
		館林市			倉 町	具体的な調整内容			
○敬老事業なし			【目 敬で は 体通 【概 対当 2 実町 3	事業   の集い   	き、町内の高齢者に対し、町全 もに、高齢者と児童との交流を を促進する。 以上となる者	敬老事業については、合併時に廃止する。			

# 館林市・板倉町合併協議会の調整内容

	館林市・板倉町合併協議会の調整内容							
	合併協定項目	23-11 高齢者福祉事業		関係項目	3 高齢者福祉計画			
	調整方針	高齢者福祉計画については、合併時は雰	見行のとま	らりとし、合併後	に再編する。			
		現		況		具体的な調整内容		
		館林市		板	京 倉 町	具体的な調整的谷		
	○館林市高齢者福	a祉計画	○板倉町	丁高齢者福祉計画	Ì	高齢者福祉計画につ		
	【目的】		【目的】			いては、合併時は、第		
	老人居宅生活艺	支援事業及び老人福祉施設による事業の	老人昂	居宅生活支援事業	及び老人福祉施設による事業の	7期計画(平成30年		
	供給体制の確保の	りために定める。	供給体制	削の確保のために	定める。	度~平成32年度)が		
	【概要】		【概要】			計画実行中になるた		
5		B祉計画及び館林市介護保険事業計画を	板倉町高齢者福祉計画及び板倉町介護保険事業計画を一体的に策定する。			め、市町の計画をその		
>	一体的に策定する	S.				まま移行し、第8期計		
	【計画期間】			明間】		画(平成33年度~平		
		27年度~平成29年度		那 平成27年度		成35年度)から新市		
		30年度~平成32年度	第7月	甲成30年度		で策定する。		
		<b>戈</b> 29年度策定予定)	<b>V</b> / <del>//:</del> / <del></del> /-	(平成29年	·度東定予定)			
	【策定体制】		【策定体	· · · <del>-</del>				
	1 策定機関	<b>-</b> - - - - - - - - - - - - - - - - - -	1 策定機関 板倉町高齢者福祉計画策定懇談会					
	館林市高齢者福祉計画策定懇談会 2 委員定数			ョッ 同断石 佃祉 コ 員定数	四水足愁峽云			
	2 安員定級 15名(介護保険計画策定員会と同じ) 3 実施方法 毎年、介護保険計画策定委員会と同時に開催し、介			3.C. 数 5.名				
				施方法				
					し、介護保険事業計画とあわせ			
		国とあわせて策定する。策定した計画案			計画案を、町長が介護保険運営			
		令者福祉計画策定懇談会会長(介護保険		会(毎年2回開催)				
		会長と兼務)に諮問する。			-			

# 寄せられたお問合せと事務局からの回答について

#### 1 期間

平成28年10月21日から平成29年5月7日まで

2 お問合せ数及び方法

6件 (メール)

#### お問合せ番号11

【お問合せ日:平成28年12月4日、方法:メール、お住まい:館林市】

第3回協議会の議案8号で議論された「合併方式」の議論について、気になったことですが、対等合併、吸収合併は一般的に企業合併で使用する考え方と思います。

自治体の合併においては、この言葉は「精神論」上の区分(考えた方)であり、 すべての自治体合併は正に対等合併であるべきです。例えば、条例等はそれぞれ の良いところは残し、残せない場合新市としてどのようにするのが良いのかが検 討されるということだと思います。

しかし、合併方式の二者択一は精神論でなく具体的手法の選択であると考えます。おかれた状況や新市への移行に当たり、費用、時間、手間等の観点からより良い手法として選択すること、新市の将来像実現に向けてどちらの手法が適切なのか、住民の気持ちを反映した選択はどうなのか、という検討、判断を望みます。

また、合併協議会の決定内容について議会の最終判断を行うのが道筋と考えますので、本協議会での活発な議論を期待します。

#### 事務局からの回答

合併の方式の議論に対するご意見をいただき、ありがとうございました。 いただいたご意見は、合併協議会委員の皆様にご報告させていただきます。

## お問合せ番号12

【お問合せ日:平成28年12月5日、方法:メール、お住まい:館林市】

館林市と板倉町が合併の話し合いがされている事を最近知り、合併をする主な 理由が分からないのですが教えていただきたいです。

## 事務局からの回答

まず、館林市と板倉町が合併の話し合いを始めることになった経緯からご説明いたします。

平成27年11月から板倉町の住民が、館林市との合併の話し合いを行うことを求め署名活動を開始しました。

その署名活動の結果、集められた有効な署名が、法律で定められた数を上回ったため館林市長及び板倉町長が「合併協議会」の設置について、それぞれの議会の判断を仰ぎました。

平成28年4月に館林市議会及び板倉町議会において、「合併協議会」を設置するとこが可決されたことにより、同年6月1日に「館林市・板倉町合併協議会」が設置され合併に関する話し合いを行うことになりました。

そして現在、両市町が合併する場合には、どのような住民サービスとするべき かなどを話し合っている状況であり、合併することが決まったわけではありませ ん。また、今後も時間をかけて話し合いを進めることになりますが、最終的に合 併するかしないかは合併協議会での話し合いの結果を受けて、両市町の住民の代 表である議会が判断することになります。

今後も、会議結果などを合併協議会のホームページに掲載するとともに、合併協議会だよりを発行し会議結果の周知に努めてまいりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

#### お問合せ番号13

【お問合せ日:平成28年12月6日、方法:メール、お住まい:名古屋市】

新設合併では合併の時点で多額の費用が必要に成ってしまいますので、合併方式は「邑楽郡板倉町を廃して館林市に編入する編入合併」とすべきです。新設合併をする位なら、合併をすべきではないと考えます。

合併後はどの様にして地名を変更・維持するのでしょうか。館林市は市制施行後の合併に前例が有りませんから、今回の合併が唯一の前例と成ります。私個人は地名保護を願っておりますので、「邑楽郡板倉町大字板倉2067番地」を「館林市板倉町大字板倉2067番地」とすべきだと考えております。

## 事務局からの回答

この度は、「合併の方式」や「住所の表記」に関する貴重なご意見をいただき、 ありがとうございます。

いただいたご意見は、合併協議会委員の皆様にご報告させていただきます。

#### お問合せ番号14

【お問合せ日:平成28年12月16日、方法:メール、お住まい:館林市】

平成28年12月14日に行われた板倉町議会定例会において、板倉町新庁舎に関する議案が賛成多数で可決されました。一方で、館林市と板倉町は、合併に向けた協議を進行中です。これを踏まえ、一言意見を申し上げたい。

- (1) 板倉町新庁舎を作る理由の一つである「現庁舎では手狭」の点は、合併により、旧板倉町役場職員の館林市役所への再配置により、ある程度解決出来るものと思われます。
- (2) 合併により、旧板倉町民が、どちらかといえば、板倉町寄りに立地している現館林市役所の利用が可能となります。
- (3) 将来、マイナンバーにより、市役所或いは役場以外での住民票等の取得が可能になります。
- (4) 現館林市民で、板倉町庁舎を利用する可能性がある方は、たとえば大島町 在住の方など、市の東寄りの、極めて少数と思われます。
  - (5) 昭和33年に建築され、老朽化が進んでおり、しかも土地の多くは賃借で

# その他

あることを勘案すると、防災上の観点や無駄な借地費用の削減の観点から、別の 場所に新庁舎を作る必要性があることは理解できます。

- (6) 合併協議をしていない中であれば、板倉町単独の結論として、特に意見をするものではありませんが、現在、館林市と板倉町は、合併協議中です。本来であれば、合併協議の結論を踏まえ、新庁舎の必要性や費用対効果を再度しっかりと議論しつくしたうえでの決議が必要であろうと考えます。
- (7) 栗原町長が、「民意が反映され、建築が進むのはありがたい。」と述べられていますが、この民意とは、現板倉町民のことを指しており、館林市民のことは指していません。
- (8) 新庁舎建築には、14億円がかかります。板倉町民1万5千人で割ると、 10万円弱/人となりますが、新市合計9万人の人口で割ると、1万5千円/人 となります。新庁舎建築費用を、現館林市民に負担させようという意図を感じず にはいられません。
- (9) 新庁舎建築を進めるのであれば、その費用負担は、現板倉町民で負うべき と考えます。合併後の新市の全市民に負担させるべきではありません。現館林市 民に、板倉町庁舎が新しくなるメリットを見いだしにくく、公益性に欠けるから です。
- (10)結論としては、最終的に館林市と板倉町が合併という結論に至るとした場合、合併の条件として、「板倉新庁舎の費用負担は、旧板倉町民のみとする。」であるとか、「合併の日までに旧板倉町民より新庁舎建築費用分を特別徴収により課税」といった旨の一文を追記願いたいと思います。

新庁舎建築が「板倉町民の民意」だとすれば、反対する町民はいないのではないでしょうか?

#### 事務局からの回答

合併(板倉町の新庁舎)に関する貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

はじめに、両市町の合併協議は始まったばかりであり、合併そのものが確定していないことはもとより、合併の方式や本庁舎の位置も決まっていないというのが現状です。そのため、合併協議会として、一方の庁舎の取り扱いやその費用を

議論することは、大変難しい時期でもございます。

ご意見をいただきました板倉町の新庁舎を含む両市町の庁舎につきましては、合併後の住民サービスを考慮した場合、ともに必要な施設であると考えております。また、合併後においては、一方が本庁舎、一方が支所等になると思われますが、支所の取り扱いにつきましては、1カ所に両市町の行政機構や組織を集約し、もう一方の庁舎は窓口サービスを中心とした出張所または支所とする「出張所・支所方式」、行政機能を部課単位で分割して配置する「分庁方式」、管理部門を本庁舎に統合し、事業実施部局等は本庁舎も支所も同様の機能を備える「総合支所方式」という大きく3つの方式があります。両市町の庁舎をどの方式で取り扱うのかは、住民の利便性や住民サービス、また、職員の配置や会議室の確保など、総合的に判断しなければならないと考えておりますが、現実論として、両市町の職員すべてが一方の庁舎に勤務できるスペースはなく、新市の中で、それぞれの庁舎が、ともに重要な役割を果たすものと考えております。

また、建設費用に関しましては、多くの考え方があると認識しております。板 倉町に建設される庁舎は、板倉町の負担でというご意見もありますが、自治体が 行う社会基盤の整備には、多くの負債(借り入れ)が必要です。具体的には、平 成27年度決算における、館林市の地方債残高は約248億円、板倉町の地方債 残高は約38億円あり、それぞれ清算してから合併ということは現実的には不可 能です。住民の感情として「合併前のことは合併前の自治体で」という思いがあ ることも事実ですが、これは両市町のどちらの住民にも言えることであると考え ております。

合併とは、両市町の良いところや課題なども引き継ぎ、新たなまちとして発展 を目指す取り組みであると考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

#### お問合せ番号15

【お問合せ日:平成28年12月19日、方法:メール、お住まい:館林市】

板倉町庁舎の建て替えが議会決定されたとの報道がありましたが板倉町の問題なので館林市市民としては何も言えないと言えばそうなのかもしれませんが、合併協議会が行われている今「新市」としてどうなのかという観点で言わせて頂きます。

# その他

合併が破たんになった場合は、板倉町の考えで実施すれば良いでしょうが合併が成ったときは、「合併協議会」で決めた方向で庁舎の利用がなされるはずですし、100%庁舎利用とはならないと思われます。庁舎以外の部分が発生するのですから新市として必要な施設(機能)を検討しそれを意図した設計施工を行うべきと考えます。

庁舎として作ってしまっては、再利用の幅は狭いものになってしまいます。コンベンション・センターとまではいかなくても、館林市、板倉町ともにハイテクが備わった立派な会議場はありません。文化都市を標榜するなら市外の方がみえても恥ずかしくないものが必要ではありませんか。それこそが合併の意味する事でしょう。

この問題は、「合併協議会」としてタブー視するのではなく、どのような新市 にするのかにおいて重要なことですから、議論の対象とすべく、事務局の奮闘を 期待します。

## 事務局からの回答

まず、合併協議における庁舎のあり方については、合併協定項目の中に「新市の事務所の位置」という項目があります。この協議の中で、本庁舎をどこに置き、もう一方に支所としてどのような機能を持たせるのかなど庁舎の取扱いについて検討することになります。

次に、庁舎内部の具体的な使い方については、新市の行政機構を検討する中で 両市町の庁舎に配置する担当部署やそれに伴う人員なども含めて検討すること になります。その結果、余剰スペースが生じた場合には両市町でその利用方法を 検討しなくてはならないと考えています。

合併後、新市における一体的な行政サービスを行うために、すべての住民にとって両市町の庁舎が便利で使いやすいものでなくてはなりません。合併協議を重ねる中で、両市町に所在する庁舎の機能や利活用に関する検討も行われることになりますのでご理解をよろしくお願いいたします。

## お問合せ番号16

【お問合せ日:平成29年5月2日、方法:メール、お住まい:館林市】

私は館林在住の者です。合併の方式については協議中かと存じますが、日本 一暑い町「館林」、皇后美智子様に縁のある「館林」、つつじでテレビにも取り上 げられる「館林」、こいのぼりで有名な「館林」。県外の方も聞いたことのある「館 林」という市の名前、ブランドは是非そのまま残して頂きたいです。一市民の意 見として耳を傾けて頂けたら幸いです。

## 事務局からの回答

この度は、「新市の名称」に関する貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。

いただきましたご意見は、合併協議会委員の皆様にご報告させていただきます。